

史料編纂

出版報告

『大日本史料 第八編之四十五』 出版報告

本冊には、延徳二年（一四九〇）年末雑載のうち学芸・遊戯に関する史料、および莊園・所領に関する史料の一部を収録した。

学芸・遊戯の条には、多数の記録・典籍等について奥書や跋文という書誌の一部としてデータ化が相対的にすすんでいる箇所の収集掲載をおこなう部分が存在し、年末雑載の各条のなかでも、近年各機関が積極的にすすめているデジタル・アーカイブズの充実の恩恵を最も直截に享受することができた。なかでも国文学研究資料館が提供する国書データベース、および国立国会図書館デジタルコレクションから得た便益は多大であったが、ほかにも多くの機関が提供する各種のサービスを活用した。デジタル・アーカイブズの充実ぶりを実感し、そのさらなる進展が史料収集の深化につながる確信を得た。あらためて各機関の着実なる努力に感謝したい。

聖教の奥書では、前年の延徳元年（長享三年。第八編之三十二参照）と同様、高野山、東寺観智院、近江西教寺、および常陸六地藏寺の所蔵にかかるものが多い。まず注意しておきたいのは、聖教のみに限られないが、奥書に載せる「延徳二年」が一四九〇年（干支は庚戌）を意味していない場合が二通りにわたって存在することである。「延徳二年」と載せるにもかかわらず、本冊における採録の対象にならないので、少し詳しく説明しておこう。

ひとつは、高野山龍光院本『悉曇秘伝記』（大正新修大藏經所収）や、足利学校本『礼記集説』（足利学校遺蹟図書館所蔵）の奥書に見える干支を壬午とする延徳二年である。この延徳は『赤浜妙法寺過去帳』（常陸）、『本土寺過去帳』（下総）、『香取文書』、あるいは板碑などにも見え、関東を中心に

おこなわれた私年号であり、二年は寛正三年（一四六二）に相当する（久保常晴『日本私年号の研究』吉川弘文館、一九六七年）。したがって、寛正三年の冊に収めるべきものということになる。

いまひとつが、関東を中心に活動した学僧印融の編集した表白集の奥書にあらわれ、やや複雑な経緯を有するものである。たとえば、富山市立図書館所蔵山田孝雄文庫本『表白鈔』（高野山宝珠院旧蔵室町後期写本。同館ホームページの電子図書館から画像を公開）第二冊の奥書には「延徳二年四月十九日、記之、沙門印」と載せる。他の冊に「延徳三年（辛亥）四月一日」（第一冊）あるいは「延徳二（辛亥）四月十一日」（第五冊）といった年記が見えており、明らかに一連のものであつて四月が一致するにもかかわらず、二年・三年の両年にわたるうえ、延徳二年としながらも同三年の干支辛亥を載せているものがあるなど、年記になんらかの混乱を来していることが推察される。

実は、ここでの混乱の原因もまた関東の私年号にあつた。この表白集の印刷自筆本は、高野山釈迦文院本『諸尊表白抄』（特別展 中世よこはまの学僧印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―）横浜市歴史博物館、一九九七年、七四〇七七頁に図版掲載）として伝わっており、第一冊の奥書は「延徳三年（辛亥）四月一日、於武州足立郡河口錫杖寺、依求法弟子之所望抄之、沙門印融」とある。ただし、「延」の字は「福」の字を抹消した右傍に小書され、「三」の字は「二」の字の上に墨線一本を加えて「三」に改竄したものだと認められる。そして、「延」の字の筆跡は印融のそれとは別物のようだ。すなわち、印融自身は本来「福徳二年（辛亥）」と記していたのである。

福徳も関東を中心におこなわれた私年号であり、二年は延徳三年（一四九二）に相当する（久保前掲『日本私年号の研究』）。足立郡河口の錫杖寺（現埼玉県川口市）に滞在していた印融がこの年号を用いたことに不思議はない。しかしながら、この年号に不審を抱いた後人が福を延に改め、干支にあわせ

て三年に訂正したのであろう。このような作為を加えた奥書が転写されたことで、先の山田孝雄文庫本に見るような混乱を生じたとみられる。さらに、寛永十二年（一六三五）にこのような転写本をもとに版行がなされ、延徳二年の年記を持つ冊を含む版本が流通すると、経緯はより解しがたくなった。結局は、延徳三年の冊に収めるべきものということになる。

以下、本冊に掲載した史料のうち、注目すべきもの、あるいは注意すべき点などについて解説する。

朝儀に関わる記録典籍類には、実際に举行された儀式を契機として書写あるいは作成されたものが複数存在している。これらについては、該当の儀式にかかる網文を併せて見ていただきたい。すなわち、前田育徳会尊経閣文庫所蔵『公武御八講事部類』に収める「応永十二年宸筆御八講成恩寺関白記」は、四月二十六日から三十日にかけて清凉殿を道場として行なわれた嘉楽門院三回忌の宸筆法華八講（第八編之三六、二六〇―三四九頁）の実施にあたって参考とするため、甘露寺親長が一条冬良から借り受けて書写したものである（二二頁）。水府明徳会彰考館文庫所蔵『足利家伝』は、『武家昇晋年譜』『足利家官位記』の一本だが、七月五日に足利義材の將軍宣下（第八編之三十七、二七九―三八〇頁）において上卿をつとめた三条西実隆から借用した何者かが七月二十日に転写したことにかかる本奥書を載せる（三七頁）。同書の記載の下限は、義材の將軍宣下と同日に行なわれた父義視の准三宮宣下であり、最新版の入手をはかったということになる。京都大学附属図書館所蔵平松本『四方拝次第』は、中御門宣胤が、翌三年正月一日の四方拝を奉行する子息宣秀のために作成したものである（六四頁）。

家礼として出入りする撰家一条家の蔵書を自ら転写するとともに、他の廷臣にも披覧の機会を提供していた町広光の活動にも注意を払っておきたい。京都大学総合博物館所蔵勸修寺家本『明月記（歌道事）』本奥書（二九・三〇頁）からは、一条兼良が『明月記』から歌道に関する記事を抄出した一冊を広光が書写し、それを借用した冷泉政為が橋本公夏に依頼して書写したことが知られる。『実隆公記』には、広光は一条経嗣の手になる『相国寺塔供養仮名記』や、一条家伝来の『延喜式』二巻を三条西実隆の許に持参したことが見え、実隆は、前者については広光が転写した本の校正を手伝い、後者

については披覧のうえ書写に及んでいる（七四・七五頁）。なお、前者について広光の書写した本は、国立歴史民俗博物館所蔵広橋本『相国寺塔供養和字記』であるとみられる。

このほか、広光は実隆に『上卿簡要抄』を貸与し、実隆がこれを書写している（六五頁）。この本は一条家に由来するものか否か不明であるが、広光の貸与した本は国立歴史民俗博物館所蔵広橋本『上卿簡要抄』であった可能性が指摘されている（石田実洋「尊経閣文庫所蔵『上卿簡要抄』解説」『尊経閣善本影印集成』五四、八木書店、二〇一三年）。

つぎに文学書の奥書および関連の所見から、前年三月二十六日の足利義熙（義尚）および本年正月七日の同義政の病死をうけて珍籍・秘籍の流動化の兆しがある点を指摘しておきたい。義熙が歌書を中心に珍籍・秘籍を蒐集したことは、小川剛生の研究に詳しいが（同『足利義尚の私家集蒐集』『中世和歌史の研究』塙書房、二〇一七年）、同人とその父義政がいづいであつたことは、蒐集の解体につながるものであつたと考えられる。

日本大学図書館所蔵『土佐日記』本奥書（一八頁）は、本年四月に後土御門天皇の命をうけた松木宗綱が紀貫之自筆本を書写した際のものである。貫之自筆本は義熙の旧蔵にかかり、その死後は日野富子が所持していたことが知られている（三条西本『土佐日記』明応元年八月本奥書、古典保存会複製）。つまり、後土御門は富子から貫之自筆本を借用したのである。また、十月末に富子の所持する『大鏡』を聯輝軒就山永崇の仲介で借覧した三条西実隆は、かつて瞥見したに過ぎなかったものを「夢の如く」に一覧したと述べている（七九頁）。義政・義熙周辺に集積されてきた書籍を借覧する難度が低下してきたものと考えてよからう。

この間、正月七日の義政の没後、義材が政務を執る体制の模索が始まり、義視が義材を後見するに至った。義視が後見することを嫌い、自身の影響力の低下を恐れた富子は、義材とともに將軍候補になっていた香厳院清晃（堀越公方足利政知の子、のちの義澄）に接近し、かえって義視・義材父子との対立を深めていく。この対立は、四月二十七日、富子が義政から譲られた小川御所を清晃に譲渡したことで顕然とし、五月十九日に義視が河原者を用いて同御所を破却させたことで激化した（第八編之三六、二五七―二五九頁）。

かかる時期の富子の行動として義熙旧蔵書の貸与を考えると、自らの政治的な存在感を増すことを目的とした行為であった可能性が高い。同じ目的で、貸与ではなく譲渡に至る場合もあったに違いはない。

『狩野亭吉氏蒐集文書』四五六の新古今和歌集の加証奥書写(六二頁)は、義熙が生前に手許に「召し置かれた」本について、「所持の人」の希望によって壬生晴富が加えたものである。義熙に召し上げられた本を取り戻すことができた「所持の人」が、いったん召し上げられた事実を光榮ととらえて記載を依頼したものとして解される。蒐集の解体のひとつの経路を示す。

なお、国立歴史民俗博物館所蔵高松宮禁裏本『原中最秘抄』本奥書(六・七頁)は、河内方が伝えた『源氏物語』に関する秘説をまとめた同書について、近江鈎の陣中で義熙から書写進上を命じられた幕府奉公衆河内宏行(初名頼行、偃月庵良行宗高)が、義熙の死後に書写を終えた際に加えたものである。義熙生前に書写が終わっていたれば、その蒐集に含まれたはずの本であった。

典籍が広まるという点からすれば、地方の武士が公家衆に依頼して大部の文学書を書写した事例が複数知られることにも注目したい。大正大学附属図書館所蔵『源氏物語』は、延徳二年から明応二年にかけて近衛政家・一条冬良・徳大寺実淳・甘露寺親長・冷泉政為・就山永崇をはじめ多数の寄合書によって書写されたものだが、「帚木」の奥書(五七頁)から細川京兆家の被官大平国雄の注文によることが知られる。国雄は「土佐大平」(『親長卿記』文明十八年二月二十三日、延徳三年四月二十日条など)と称されているとおり、土佐に拠点を構えていたが、延徳三年までは在京した所見も多い。

十月九日に薩摩から上洛してきた島津氏被官の吉田孝清は、翌日に甘露寺親長の許を訪れ「詠えの源氏」の一部分が出来上がったのを確認している(六七頁)。二月から閏八月にかけて、親長が近衛政家(「初音」・三条西実隆(「権」)・中御門宣胤(巻名不詳)に『源氏物語』の書写を依頼しており(六六・六七頁)、これらは孝清ないしその関係者のためのものであった可能性が高い。すなわちこの年、多くの公家衆が分担し、地方の武士のために、少なくとも二揃いの『源氏物語』の書写をおこなっていたのである。孝清は翌三年正月一日に元日節会を見物したうえで(『元長卿記』同日条、四月二十七日に薩摩への帰路に就いたが(『親長卿記』同日条)、それまでに『源氏物

語』全冊が仕上がったか否かについて『親長卿記』はまったく語らない。

『源氏物語』以外に勅撰集の寄合書をうかがわせる所見もある。三条西実隆の書写になる宮内庁書陵部所蔵『叙位次第』の紙背文書(『東京大学史料編纂所報』五七号、四七頁参照)に残る後関の中御門宣胤書状(七六頁)は、延徳二年または同三年のものとみられ、そこでは、大内政弘を注文主とする二十一代集のうちの一点の書写を依頼された宣胤が目の不調を理由に断っている。残存の経緯からすれば、実隆に充てた書状だと解され、『実隆公記』に一切所見はないが、実隆が調整にあたっていたのである。

吉田孝清に一年ほど先んじて前年に上洛した、同じく島津氏被官の村田経安(『北野社家引付』延徳元年十月六日条、『後法興院政家記』同年十一月十七日条など)は、延徳二年正月までのあいだに近衛政家・甘露寺親長・松梅院禪予らと交流した所見がある。

経安はさらに、正月十一日の宗祇宅賦何人百韻連歌(一七四―一八二頁。発句寺井賢仲、脇宗祇、第三兼載)の連衆となり、さらに年月日を欠く何人百韻連歌(一八二―一八九頁)では宗祇の発句に脇を付けている(第三は兼載)。後者は、経安の在京中のもので、発句に梅が詠まれていることから、延徳二年正月のものと推定されている(川添昭二「宗祇の見た九州」『中世文芸の地方史』平凡社、一九八二年、二九五―三〇一頁)。経安は正月下旬に薩摩への帰途に就いたとみられるうえ(『北野社家引付』延徳二年正月十七日条)、連衆のひとり寺井賢仲(若狭武田氏被官)は明応元年以前に出家しており(『親長卿記』明応元年十月二十三日条、法名の宗巧ではなく賢仲の名で現われていることもこの推定を傍証する。経安と宗祇との交誼が深いものであったことがうかがえる。

このようにみると、延徳二年正月十八日の日付で宗祇が経安に書写して与えたことを記す東海大学付属図書館所蔵桃園文庫本『分業』の本奥書(三頁)は、宗祇自身の手になるものとしては文章上の難点が存在するために真正なものであるか疑義が呈されているが(木藤才蔵「長六文」と『分業』の成立に関する私見)『連歌俳諧研究』八三号、一九九二年、日付からすれば、薩摩への帰国を準備していた経安の切望に応じたものと判断してよいだろう。文章の難点は誤写に由来するものと考えるべきではなからうか(「見せ

給へは」「見せ候へは」からの誤写ならん。

北九州市立自然史歴史博物館所蔵の閏八月二十二日宗祇書状（一一三頁）は、薩摩に戻った経安に対し、「彼集」についての協力を依頼している。「彼集」とは、のちに『新撰菟玖波集』として結実する連歌撰集の企画のことだと考えられている。ただし、三条西実隆の書写になる『叙位除目執筆抄』の紙背文書として残る十月二十五日宗祇書状（一一三～一一四頁）で話題になっている「集の事」の「集」が同じものを指すのかは不明である。こちらの書状の充所中沢秀能は三条西家の青侍であり、実質的には実隆に充てたと考えてよいものである。なお、経安に充てた書状の冒頭で宗祇は、財重が下向した際に伝言したと述べているが、財重は七月二十三日の何船百韻連歌（二〇五～二一三頁。発句宗祇、脇祐目〈祐自か〉、第三肖柏）の連衆のうちに見え、その時点での在京が確実なので、下向したのはそれ以後のことになる。

いまひとつ経安が関与したものとして、長谷場本『本朝皇胤紹運録』（二四頁。京都大学文学部日本史研究室所蔵影写本による）がある。経安の依頼で甘露寺親長が書写したものが、五月九日付なので、経安が帰国前に依頼しておいたものを、その帰国後に書写して送付したと考えられる。吉田孝清・村田経安とも京都での活動にあたって親長に依存するところが大きかったが、これは親長の弟で、明に渡航した経験があり、和泉堺に拠点を有していた天用軒（長享二年までは南昌庵）取龍の仲介があったことによる。特に取龍と経安との関係については、（文明六年カ）九月二十九日平田・村田充取龍書状（『大日本古文書 島津家文書之一』三三五号）以前に遡ることが知られる。

二月二十五日何人百韻連歌（一八九～一九七頁）は、脇を二階堂政行（法名行二）が詠んでいるが（発句宗祇、第三兼載）、その発句は宮内庁書陵部所蔵桂宮本『下草』（一九七頁）には「二月の半に俄に雪ふりし朝、三富の豊前守の許にして」と見えている。三富豊前守は四句目を詠む忠胤のことであり（『宣秀卿御教書案』三、文明十八年八月二十五日藤原慶景任兵庫允の注記、『宣胤卿記』永正十四年十一月十六日条）、同人は二階堂氏の被官なので、忠胤の主人政行が亭主役になったと解される。二月半ばの雪とは、『実隆公記』に「雪降、四山如玄冬之天、京洛已失馬蹄、春雪近年未曾有事也」

と見える二月十九日の雪のことであろう。年記のない『下草』の記載をあわせることで、連歌興行の経緯が見えてくる事例ということになる。

なお、宗祇住吉法楽夢想独吟百韻連歌（二一九～二二七頁）は、本冊で底本とした東京大学文学部国文学研究室本『連歌名句』には延徳二年の年記を載せないが、江藤保定『宗祇の研究』（風間書房、一九六七年）において「延徳二年九月住吉夢想独吟百韻」として翻刻紹介されており、書陵部本をはじめ他本に「延徳二年九月日」と見えるものである。

ここでもたびたび触れたように、三条西実隆は日記『実隆公記』をはじめ文事に関する所見を多く残している。宮内庁書陵部所蔵梶井宮本『梨花抄』は、梶井門主堯胤法親王が十八代集から同門主歴代の詠歌を抄出したもので、書名は同門跡の別称梨本坊に由来する。堯胤が実隆に依頼して巻首に加えた序文（九～一頁）は、三月十五日前後（三月のちの比ほひ）に書かれたが、同書について『実隆公記』には一切の所見がない。この序文は日記に見えない実隆の活動を示すのと同時に、日記に何を書き、何を書かなかったのか、ということを考える材料にもなるだろう。

『実隆公記』には五月から十一月にかけて都合四度にわたり、実隆が三時知恩院（入江殿。院主了山聖智尼は足利義教の娘、同院東庵聖珍尼は実隆の姉）において『太平記』を巻一から巻九まで読み上げたことが記載されている（一〇四・一〇五頁）。宮内庁書陵部所蔵『叙位次第』紙背文書のうちに残る五月二十二日徳大寺実淳勘返三条西実隆書状（一〇四・一〇五頁）のなかで実隆は、実淳に対して『太平記』五・六冊ずつ借用したい旨を伝えている。実淳に依頼したのは、「野州辺にもありぬべく存」じたからだという。

野州とは当時細川下野民部少輔と呼ばれていた細川氏庶流野州家（管領満元の弟満国の後裔）の当主政春のことで、実淳室の兄弟にあたる。それに対して実淳は「所持せず候。先年毘沙門堂の本を借り請け候て披見候し。その本も今候はぬげに候」と回答している。『太平記』は武家を中心に伝来し、公家諸家においては稀少な書物であったことを伝えるものといえようか。

実隆が自家のために書写したものでは禁裏本『伊勢集』の書写に触れておきたい（七七・七八頁）。『実隆公記』によれば、十月四日に禁裏から同集を借用し、七日に書写を終え、九日に校合を加えたうえで親本の返却に及んで

いる。同記紙背文書には、禁裏から同集を貸与する際に添えられた十月四日
後土御門天皇女房奉書が残っている。その直後に位置する日付のない同女房
奉書に「御さうし（双紙）たしかに返まいり候」と返納を知らせる「御双紙」
も同集のことであろう。そして、宮内庁書陵部所蔵御所本『伊勢集』（二本
あるうちの五〇一・七一九）の本奥書「以禁裏御本書写之、（一校了）不審
所々繁多也、求他本可校合焉」は、書写した年月日および人名を載せていな
いが、続く中院通勝の奥書から、実隆の玄孫実条から借用した実隆自筆写本
の奥書だと知られる。『実隆公記』および紙背文書を通じて同集のことが見
えるのは、本冊に掲げた部分に限られていることも考え合わせると、この時
に加えた奥書だと考えてよいのではなからうか。日記が奥書の年記を補う事
例になる。

『蔭涼軒日録』も文物に関する記事を豊富に収めるが、八月七日条（七三頁）
に見える色紙の伝来は遣明船による舶来文物の移動の一事例として興味深
い。亀泉は浦上則宗が侍所司代に在任していた時期（文明十五年以前。頭
人は赤松政則）に賛詩を載せる色紙十二枚を贈られたが、これは応仁の乱中
に帰国した応仁度遣明正使天与清啓の乗船が備前に着岸した際、則宗が奪取
したものであったという。この日たまたま熟覧した亀泉は、筆跡も書かれた
詩も賞美すべきものだとして記している。幕府および五山中枢に参画し、日
常的に最上級の文物に接していた亀泉の審美眼は相応のものであったに違
ない。赤松氏被官後藤氏に出自する亀泉の則宗との交流は深く、優品を贈ら
れたということになろう。

残り方ないし伝わり方という観点からは、国立公文書館所蔵内閣文庫本『五
山文編』所収の彦龍周興・横川景三両吟聯句（二三七・二三九頁）も注目さ
れる。この年の冬のある日、横川は病床にあつた彦龍を見舞い、二人揃って
炬で暖をとりながら粥を啜り、三十句の聯句に及んだ。これを入手した伏見
大光明寺の中華承舜は表装を加え、彦龍・横川ともに没した後の明応七年（一
四九八）、天隠龍沢・景徐周麟の兩人に序跋を求めた。天隠は「塹坂堆（こ
みの山）」に放擲されたものを、中華がどこからか手に入れたと記している。
そして、林羅山がこれを『五山文編』のうちに収めたことで現在に伝わった
のである。

『実隆公記』四月十九日条に実隆が姉小路基綱・中原師富とともに興じた
ことが見える十六句の口号十聯句を書きとめた一紙は、同記の紙背文書とし
て残っている（二三六・二三七頁）。聯句は即席のもので、わざわざ残すこ
とはなく、たまたま残るに過ぎない、ということなのだろう。

収録した禅僧の漢詩について二つばかり注意すべき点を指摘しておこう。
『蔭涼軒日録』閏八月二十一日条（二五三頁）では、亀泉集証と九峰宗成と
の会話のなかで南江宗玩の佳作として三首の漢詩が取り上げられている。こ
れらはいずれも南江の文集『漁庵小藁』にも収録されている（『五山文学新集』
六）。また、うち一首は藤田美術館所蔵「秋江暮景図」に着賛され、「甲戌歲
夏之仲」（享徳三年（一四五四）五月）付になっている。

『翰林葫蘆集』所収の「鳳曆」以下の正月十題（三〇四・三〇五頁）は、
正月元旦より十日まで、毎日一題ずつ詠詩したもの。桃源瑞仙が応仁の乱を
避けて近江に下っていた時期に、学習のため門生に課したのがはじまりで、
彦龍周興や景徐周麟によって継承された（今泉淑夫『桃源瑞仙年譜』春秋社、
一九九五年）。本冊収録の延徳二年のものについては、前年十月二十八日の
桃源の死去（第八編之二十九、一・二〇七頁）の影響うけて、彼のことを詠
み込まれているとされる（朝倉尚「景徐周麟の文筆活動―延徳二年（二）―」
『地域文化研究』三〇、二〇〇〇年）。

芸能関係では琵琶法師に関する史料が目立つ（三二九・三三二頁）。『大乗
院寺社雑事記』九月十一日条に、城和検校という琵琶法師の申請により、大
乗院配下の五ヶ寺に充てた挙状（推薦状）五通を奈良浄土寺の坊主元英に渡
したことが見えている。そして同記（『尋尊大僧正記』）の書名で掲載するも
のも含む）の紙背文書には、この件に関する元英の書状が三通残されている。

一通目は、九月三日に挙状を申請したもので、城和が翌年二月の石塔会の
頭役を勤めるため、「勸進」したので、「御持之寺々」に「御書」を出すよ
う、大乗院門主尋尊に対する披露を求めている。城和は、翌年の「石塔頭役」
にかかる負担をまかなうため、各地を回って平家物語を語ったのである。な
お、『後法興院政家記』二月十六日条には、近衛政家が子息尚通等を伴って
四条河原における石塔会を見物したことが見えており、延徳二年の頭役は城
和検校といたことが知られる。二通目は、九月十一日に五通の挙状を受け

取った際の礼状である。そして三通目は、挙状を得た五ヶ所のうち四ヶ所を回り（一ヶ所は道中が不穏なために見送る）、各所で百疋（一貫文）ずつ「引物」を得た城和が奈良に戻ったことを報告するものであった。元英が再三にわたって大乘院門跡とのあいだを仲介し、城和が首尾をよく「勧進」を果たしたことが知られる。

同じく『尋尊大僧正記』紙背文書として残る十月二十七日松殿忠顕書状も、別の琵琶法師について推挽するものがある。忠顕は尋尊の生家である摂家一条家の候人で、尋尊に京都の情勢を知らせることの多い者であったが、このころ、將軍義材の随一の側近として権勢を振るいはじめた葉室光忠との関係を深めていた。この書状は、尋尊から光忠に対する依頼の伝達を承知したことを伝える返信だが、同時に、光忠の父教忠が愛顧を与える円一という琵琶法師について「山寺辺」での興行に便宜をはかるように依頼している。「この者は円一と申す盲目に候」とあり、この書状が尋尊の手許に残ったことからすれば、円一はこれを紹介状として持参し、大乘院門跡を訪ねたはずである。にもかかわらず、『大乘院寺社雜事記』に円一に触れるところがない。おそらく、円一については尋尊が判断するまでもなく、坊人が差配したからなのであろう。

学芸・遊戯の条の次に莊園・所領の条を載せるが、分量の関係から本冊に収録できたのは上賀茂社領に関する史料（『賀茂別雷神社文書』）に限られている。算用状をはじめ所領支配に関わる文書には朱墨の両方を用いたものが少なくないが、デジタルカメラによって撮影された文書については弁別が可能であるものの、かつてマイクロフィルムによって撮影された文書については弁別が困難であるため、朱墨を区別する表示は、原則としてデジタルカメラによって撮影された文書に限らざるを得なかった。そのため、マイクロフィルムによって撮影された文書（三六八頁ⅡノIノ四ノ九十一から三百七十七頁ⅡノIノ四ノ百三まで）については、必ずしも区別した表示を行っていない（一部については判断して表示した）。利用にあたっては注意されたい。また、本冊においては、本所に複製を有さず、現物あるいは写真を披見する便宜を得られなかったため、活字史料に依拠して採録せざるを得なかったものが存在することを付記しておく。

本冊の編纂には、前冊までと同様、学術専門職員木村真美子の協力を得ている。

最後に、これまでに気付いた訂正箇所を掲げておく。

二四頁七行 「享徳元」↓「享禄元」
五七頁五行 「依中書省丞（国雄、） 芳命、雖去不顧禿毫之恥、」

↓「依中書省丞（国雄、） 芳命難去、不顧禿毫之恥、」
（目次一頁、本文三八六頁、本体価格八、八〇〇円）

『大日本史料 第九編之三十一』出版報告

『大日本史料』は、歴史上の事件を年月日順に掲げ、これに関連する史料を排列するという体裁をとる史料集であるが、年月日が明らかであっても、この体裁になじみにくい史料は、「雜載」と称して年末に一括して掲載している。本冊には後柏原天皇の大永四年（一二二四）年末雜載のうち、天文・災異、神社、仏寺に関係する史料を収録した。各項目内の史料は、内容によってさらに分類した上で、各分類の中は国によって排列し、同一国内はおおよそ編年順とした。ただし、仏寺の項目は、本冊では完結せず、次冊に継続する。本冊に収録したのは、僧官位及び諸寺僧職の補任、得度、伝授、諸寺の法会・講問等に関する史料までである。

本冊に収録した史料のうち、検討を要するものが二点あり、いずれも末尾に「本文書、検討ヲ要ス、」の注記を付した。

ひとつは神社の項目に収めた「大山祇神社文書」大永四年三月三日「三島宮五位職補任状写」（二二頁）。定成隆氏は、補任される者の名前を「熊若丸」としながら、「丸」を抹消した上で「熊若」を「民部五郎丸」と訂正し、さらに「丸」を抹消している点、発給者「勘太夫菅原朝臣」を「奉行小頭」としていたのを「政所執事」に訂正している点を挙げ、文書を書写する際の誤りとしては不自然であり、「越智熊若丸に対する五位職補任状をもとに、越智民部五郎が三嶋宮五位職に任じられたとする文書を偽作するための下書き」であるとした（同氏「中世の大山祇神社文書―相論と近世における文書

渡邊正男

管理」(川岡勉編『新出大山祇神社文書』愛媛大学教育学部日本史学研究室、二〇一四年)七八〜七九頁)。熊若丸の補任状にはなんらか大永四年の情報が含まれている可能性を考慮し、参考として採録することとした。

いまひとつは、これも神社の項目に収めた「日御碕神社文書」大永四年四月一九日「日御碕神社修造勸進簿」(七二〜七三頁)である。長谷川博史氏は、大永三年四月九日に薨じた前將軍足利義植の花押が据えられているのは「きわめて不自然」とし、「義植と尼子経久の署判や、他の文字が一体いつ誰によって書かれたのか明らかでなく、大永四年に棟別銭徴収が企てられたかどうかについても確証がない」とした(同氏『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、九五頁)。西島太郎氏は、義植・経久の花押の形態に問題があり、正文ではないとし、「経久の関与なく日御碕社内部で作成された」とする(同氏『室町幕府將軍直臣と格式』八木書店、二〇一四年、三三二〜三三三頁、初出二〇一二年)。また、將軍足利義晴の花押が記された作成途中の勸進簿も残されていることから、「日御碕社が、大永四年時、すでに義植が死去していたことを後で知り、現將軍の義晴の判のある勸進簿を作り直そうとし、かつ作り直しを断念した」と考え、「大永四年の勸進簿は、日御碕社が義植の死去を知るまで、大永四年に近い時期に作成されたとする(同前)。正文であれば綱文を立てるべき史料であるが、雑載に収めるにとどめた。なお、本史料については学術専門職員山田康弘の教示を得た。

仏寺の項目には、東寺で行われた仏事にかかる経費の収支を勘定した算用状等を多く収めた。これらの史料には、朱書・墨書による書込・抹消・訂正・合点などの多様な記述が見られるが、「教王護国寺文書」の「仏事方捧物支配状(仏事方算用状)」(二二〇〜三〇八頁)については、本所架蔵の写真帳(モノクロ)を典拠とし、体裁・組版上の制限もあるため、表現しきれなかった部分も多い。

なお、本冊の編纂に当たっては、本所特殊史料部門中世禅籍史料研究プロジェクト教授山家浩樹・学術専門職員木村真美子の協力を得た。

(目次一頁、本文三九九頁、本体価格九、九〇〇円)

『大日本史料 第十編之三十二』出版報告

金子 拓・黒嶋 敏・須田牧子

本冊には天正三年(一五七五)五月二日条から七月三〇日条までを収めた。本冊は、前冊に収めた天正三年五月二一日の長篠の戦いが決着した直後の織田信長・徳川家康・武田勝頼の動向をめぐる記事を多く含んでいる。

勝利した側である家康は、兵を率いて駿河・遠江に侵入し、六月初旬に武田方の将輩田信守の守る遠江二俣城攻めに着手した。勝頼は六月二日に甲府に帰ったが、駿河江尻城に穴山信君を配置し、徳川軍の攻撃に備えるよう諸將に指示を出している。勝頼は家中の諸氏に対して知行安堵などを行い(六月三日条・七月九日条)、長篠で戦死したと思われる浦野義見斎や諏訪部助右衛門尉の跡職や遺族への処遇を決めるなど(六月九日条・七月二〇日条)、並行して武田家中では大敗の戦後処理が進められていった。

二俣城攻防戦のさなかの六月一九日、同城の守将輩田信守が病没した。また攻撃側でも福釜松平家の松平親俊が二俣城攻めの陣中において発病して離脱し、のち七月に没している。本書では信守・親俊の伝記史料若干を収めた(六月二日第二条)。なお本書には収めなかったが、愛知県安城市にある福釜松平家の菩提寺宝泉院には、親俊の肖像画が所蔵されている(『新編安城市史』所収)。

七月に入ると徳川軍は、二俣城の北に位置する遠江光明城を落とし、さらに同大居城攻撃を行った(七月五日第二条)。同城の守将天野藤秀はこれにより城を退去し、同城も陥落した。なおこの大居城攻めについては、翌天正四年のこととして記す史料が多くあるが、近年の大塚勲氏・平山優氏の研究などでは、長篠の戦いに続く天正三年のできごとと指摘されており、それに従った。

同じく勝利した側の信長は、嫡男織田信忠や宿老佐久間信盛を中心に、徳川方からは奥平定能・信貞父子を加えた軍勢を三河武節城攻めのために派遣する。信忠軍はこれを落とし、さらに武田方の秋山虎繁が守る美濃岩村城攻めに取りかかった(六月二八日第二条)。岩村城が落ちるのは十一月になってからのことである。

信長は五月二二日に居城の岐阜に戻り（五月二二日第二条）、約一ヶ月後の六月二七日上洛する。正親町天皇は勅使として甘露寺経元を遣わし信長を稿つて（六月二七日条）。このときの往路における美濃山中宿の「猿」という人物に接した著名な挿話が、『信長記』に収められている。著者太田牛一の自筆本である岡山大学附属図書館池田家文庫本・建勲神社本の異同が大きいので、二本の該当記事をそのまま収めた。『信長記』については、このように異同の大きい記事は並列して同じ部分を収め、異同が少ない記事は割書として校異を示した。

おそらく長篠の戦いの勝利を受けてのことと思われるが、信長は次に攻撃すべき対象として越前一向一揆に狙いを定め、同国の諸勢力に対する調略を開始した（六月二日第一条）。越前攻めのため出陣するのは八月である。

また家臣明智光秀を丹波に派遣し、同国内における敵対勢力であった宇津氏・内藤氏を攻撃するため国人たちに協力を求める工作を行わせた。しかしこれは不調に終わったらしく、光秀は、同月下旬に丹波宇津を攻めるための準備を進めている（六月七日第二条）。

なお光秀以下明智一族の墓所がある近江西教寺（滋賀県大津市）の塔頭實成坊の過去帳に、六月一八日に「丹波へ初入りの時討死」という光秀家臣とみられる鱸喜四郎（法名戒貞禪定門）・福島某（同円光宗梅禪定門）二人の記事がある（中島眞瑞「明智光秀の三六五日」『別冊歴史読本 完全検証信長襲殺』新人物往来社、一九九四年所収、著者の中島氏は当時西教寺執事）。しかし過去帳の調査ができなかったために収録は見送り、ここで内容を紹介するにとどめる。

本冊所収『小畠文書』六月一七日付信長朱印状（小畠左馬助宛）には、内藤氏・宇津氏が出頭しなかったため、光秀を差し越したとある。實成坊過去帳の記事を信じるとするなら、このとき光秀はある程度の軍勢を率いて丹波に入り、家臣が討死するほどの戦闘があったことになろうが、具体的なことは不明である。

六月二七日上洛した信長はしばらく京都に滞在し、七月一五日に岐阜に帰った（七月一五日第二条）。七月一日には、播磨の別所長治や若狭の武田元明、摂津の塩川長満、さらに四月に信長に降った河内の三好咲岩（康長）

らが信長の宿所である相国寺に参礼するなど、長篠の戦い勝利をきっかけにしたとおぼしき求心力の高まりがうかがえる（七月一日第二条）。

この間朝廷では、御所に信長を召して職翰を行い、信長もこれを見物している（七月三日第一条）。また京都の人びとも妙顕寺において勧進能を催し、信長はこれも見物した（七月六日第二条）。天皇は信長に官位を授けようとしたが信長はこれを辞退した。この機会に信長は家臣たちの通称を改めさせ、たとえば明智十兵衛尉光秀は惟任日向守と、丹羽五郎左衛門尉長秀は惟住五郎左衛門尉と名乗ることになった（七月三日第三条）。

この滞在中のことと思われるが、前年からくすぶっていた常陸における真言宗・天台宗僧侶の絹衣着用の是非をめぐる相論（絹衣相論）に関わり、朝廷の政務が混乱していることを不安視した信長は、政務を掌る伝奏（史料によっては「奉行」とも表記される）を公家のなかから指名し、朝廷に提訴された相論が彼らの合議により裁許されるようになった。

伝奏となったのは、三条西実枝・中山孝親・勧修寺晴右・庭田重保・甘露寺経元である。彼らは各々の邸宅に集まって評定を行い、諸事を議している。本冊には、伝奏の一人である中山孝親の日記（『記録切』）から関係史料を収めた（七月三日第二条）。記載時期は限られているものの、これを見ると、伝奏衆は毎日のように各邸宅に集まって評定を行い、論旨を発給する準備を進めたり、時には信長の京都奉行である村井貞勝第に赴き、意見を徴したりするなど職務に精励していたことがわかる。

さらに信長は、彼ら五人の伝奏衆ほか公家衆の邸宅を御所の東側や南側に移すことを提案するなど（七月一三日条）、朝廷政務の円滑化のために積極的に関わろうとしている。なお絹衣相論自体については、八月に前年の論旨を破棄する論旨が改めて発給されることになるが、落着を見ないまま、翌天正四年に大きな事件へと発展する。

地方に目を転じると、前年冬より続けられてきた毛利氏による備中攻略が最終章を迎え、松山城主だった三村元親が自害した（五月二二日第三条）。本冊では、この備中争乱に関する史料・軍記類と合わせて、三村元親の卒伝として、発給・受給文書も採録している。これにより、当初は毛利氏の軍事行動に従っていた元親が、父家親の仇敵である宇喜多直家と毛利氏が接近し

たことで関係が悪くなり、毛利氏と対立する阿波の細川氏らとの連携強化に転じていく過程を浮かび上がらせることができた。

元親と同じく毛利氏に敵対していた備前常山城の上野隆徳も、小早川隆景の軍勢に抗しきれず、後を追うように自害している（六月八日第二條）。隆徳もまた阿波の細川氏と連携していたことが明らかであり（本冊所収『乃美文書』）、戦国期の備中・備前には、細川氏による一定の影響力が及んでいたことが分かる。常山落城の詳細は軍記類に拠るところが大きいですが、それらのなかでは隆徳の室（三村家親の女）の奮戦が特筆されていることも目を引く。この女性性は、現地では今も「鶴姫」の名で語り継がれているが、近世の早い段階で軍記のなかにまとめられたことも、鶴姫伝説の形成に大きく寄与したことは間違いないところであろう。

一方、因幡の山名豊国の仲介のもと、年初から交渉が続けられてきた芸但和与について、五月二八日、山名韶照・氏政父子のもとに吉川元春の起請文が到着し、同日付で山名父子の起請文も作成されて、無事成立の運びとなった（五月二八日第一條）。これをもとに、前年から膠着状態にある因幡での尼子残党との戦いを有利に進めるべく、山名父子、また垣屋豊統・太田垣輝延らは、元春に因幡への出陣を求め、元春もこれに応えると共に、備中攻略の終結に伴って手の空いた毛利勢を因幡に回すよう小早川隆景に求めている。

四国では、土佐の長宗我部元親による同国内の攻略が進み、ついに東端の野根城・甲浦城まで掌握した（七月十六日条）。野根城主だった惟宗国長は阿波に逃れたとされ（長元記）、ここから阿波細川氏との関係を憶測すれば、さきの備中・備前も含めた広い範囲で、細川氏の影響力が退潮傾向にあったとすることもできよう。

九州では、筑前立花城の戸次道雪が息女間千代に文書・武具等を譲渡し、大友宗麟・義統父子もこれを認めた（五月二八日第二條）。道雪が度々の勲功により宗麟より賜与された太刀等や軍忠状、また立花城の城督・城領および城内の備蓄物がその対象で、詳細に書き上げられている。男子のなかった道雪はこれに先だって弟の鎮連の子息に立花城家督を譲ろうとし、大友父子もこれを認めているが、これを翻して息女に与えるに至った動機ははっきりしない。

伊勢神宮等への参詣のため本年二月に薩摩を発って上洛していた島津家久は、摂津在岡より陸路、帰途についた（六月二二日条）。但馬・因幡・伯耆・出雲を経て、六月二五日には石見温泉津に到着、そこから舟行して浜田に向かい、風待ちのため暫し逗留した。浜田には京泊衆・秋目衆・鹿児島衆などと呼ばれる薩摩の舟衆が多く集っており、入れ替り立ち替わり家久の元を訪ねてきている。七月一日船出した一行は、嵐に苦しまされながらも、一二日に肥前平戸に到着し、松浦鎮信の歓待を受けたのち、一八日には同地を出航、二〇日に薩摩串木野に帰還した。

東日本では、佐竹義重による陸奥南部への侵攻が一段落し、義重と、この方面での指揮を担った佐竹一家の東義久による論功行賞が進められた（六月二二日条・七月一七日条）。とくに、白河義親から佐竹氏に鞍替えした諸氏に対する知行安堵の文書のなかでは、彼等の知行に「半手」が多く含まれることが明記されており、長期に及んだ佐竹氏と白河氏の抗争によって、支配地の貢納関係が錯綜していたことが分かる。

同じく地域の為政者が交代とした例として、伊勢の北畠家では、猶子として迎えていた信意（信長の息子）に家督が譲渡された。これにより北畠具教・具房父子は三瀬城に移り、代わって田丸城に入った信意は、代始めの徳政令を発する（六月二三日第二條・七月二四日条）。信意は長篠に出陣しており（前冊五月二一日条所収『奈良大学文学部史料所蔵文書』）、その帰国を待って代替わりが進められたのであろう。この家督交代時には大きな混乱は見られないが、北畠父子は翌年冬に肅清されている。

卒伝としては、大徳寺前住督宗紹董の寂伝を取めた（七月二一日条）。その死を録した同時代史料は確認できないが、天正三年七月一日に六三歳で没したことは『龍宝山住持位次』をはじめ、諸書に共通する。督宗は大徳寺龍源派の流れを汲み、大徳寺九十一世徹岫宗九の法嗣にあたる。永祿七年（一五六四）に大徳寺に出世、百九世となった。以後は同寺瑞峰院・興臨院・大用庵に歴住し、また堺の陽春庵にも住した。法嗣には竹潤宗紋・大素宗詔がある。宗詔の法嗣伝叟紹印が金龍院の開祖となった関係から、位牌・頂相・語録・行実等は金龍院に伝来し、近代、金龍院の廃絶に伴い龍源院に移った。龍源院内では「とくじゅう」和尚と呼びならわされる。

伝来の頂相は無賛だが、「伝叟和尚法祖父督宗紹董和尚頂相」として金龍院歴住の頂相と共に伝来し、また自賛のある太素宗謁の頂相と法衣等の意匠には共通性が見られる。頂相そのものに督宗と明記されているわけではないが、督宗のものであると判断し、参考として末尾に収めた。語録は上下二冊本で、合わせて二百余の法語・詩句が収録される。成立年・編纂者は不明だが、上冊の末に「督宗和尚録上／享保十九歲舍甲寅小春上浣瞻写焉」とあって、享保一九年（一七三四）以前の成立であることは明らかである。行実は卷子仕立て、金箔を散らした金野線の紙を用いて書かれ、寛文二年（一六六二）の年紀をもつ。寂後百年経たない頃の作成ということになるが、筆者の伯易は不詳である。

行実は、督宗の俗系について「山城人、俗姓紀氏」とのみ記す。他史料から父は順仲紹和、母は本然宗浄、また弟に瑚溪宗璉との道号法諱を持つ大徳寺僧がいたことが判明するが、俗名はいずれもわからない。小溪紹怱の語録（『仏智大通禪師語録』）に姉と祖母の預炬法語が収載されており、姉もいたことが確認される。小溪は徹岫の師にあたる。行実によれば、督宗は七歳で小溪の喝食となり、十数年陪侍したのち、小溪の命で徹岫のもとに移り、徹岫の印証を得たというから、家族ぐるみで小溪に帰依していたと言えようか。老齡の師が年長の弟子に若い弟子を託すことはよく見られたようで、督宗の法嗣である太素も、初め小溪の法嗣清庵宗胃の室に入ったが、清庵死後はその法嗣殷英宗佐のもとに移り、殷英の病により督宗門下に至った。同じく竹潤も、清庵の弟子であったが、清庵死後そのまま督宗のもとに移っている。督宗も師の徹岫の法嗣、すなわち自身の法兄である春林宗俶との交流が密であり、徹岫死後の永禄初年のころには、春林について堺禪通寺に寓し、同寺の首座を務めていたことが確認される。

こうした状況を顧慮し、法系については直系に限らず、法兄、また関係の深い法叔も含めた範囲を採録した。また上述のように督宗の法統は金龍院に伝わったことから、従来大徳寺僧の寂伝に採録されてきた『龍宝山志』等に加えて、金龍院旧蔵の系図（『金龍院詳記』）も収めた。これら法系図にみられる督宗の事績には、しばしば法叔・法兄・法嗣等のものが紛れているが、一々の訂正は加えなかった。

なお『龍宝山志』には、督宗の事績として「天正三年創安勝」との記述が見られるが、安勝軒については『龍宝山大徳禪寺世譜』に「安勝軒（南、瑞峯院寮舎）永禄年中大友義鎮建之、享和二年廢」とある。さらに年未詳であるが大徳寺文書に「安勝軒宗九」との署判を持つ文書があり（『大日本古文書家わけ第一七 大徳寺文書』二六五七号「七月一日付進藤山城守宛書状案」）、以下大日本古文書収録の文書は大・二六五七号のように略記する、ここからすると安勝軒は少なくとも督宗の開創ではなく、徹岫宗九の没年（弘治二年）から推して永禄年中創建との説もあたらぬ。本冊に採録した天文二一年付の文書にすでに「東限安勝地」とみえているので（『大徳寺塔頭文書』、天文二一年以前から存在したと考えられる）。

また督宗の経歴には、武田信玄に招かれて甲斐に赴いたという説と赴かなかったという説が混在している。ただその住持歴を辿ると甲斐に赴いて当地の寺院に住しうるタイミングは見いだせず、赴かなかったとする説が正しいようである。甲斐下向説は殷英宗佐の事績が紛れ込んだとも考えられるが、語録の「視象法語」項の末尾に、「雖有信州法華禪寺之請、以故不赴」と注記され、「一由旬富士、全版掌握中」と富士が織り込まれた「釣語」が採録されているから、招かれたこと自体は事実であるのかもしれない。

俗弟の瑚溪は、天文五年（一五三六）に龍翔寺侍真を務めていることが確認され、また天文一八年・一九年と大徳寺如意庵領越前国坂南郡春近郷の運上銭を差配していることが大徳寺文書に見えている（大・三〇四七・大・三〇四九号）。如意庵領春近郷については、天文一四年に庵主であった天啓宗數が直々に越前に下向し、同所未進年貢につき朝倉景隆らと交渉を行っている（大・三〇九七・大・一八九三号ほか）。この時、瑚溪も天啓に陪侍して越前に下向したとみられ（大・一八九五号）、あるいは彼は天啓の室にあつたのかもしれない。天啓も小溪の法嗣で、徹岫の法弟にあたる。

瑚溪は、兄督宗と同様に蔵主を経て首座に至ったものの、天文一九年から同二二年までのあいだに世を去った。経済的手腕に長けていたのか、天文一七年に山城国愛宕郡大宮郷雷の土地を買得し、母宗浄の陪堂料にあてよう計らっている。しかしこの土地は瑚溪の死後、宗浄より督宗に譲与された。督宗は金銭におおらかな性質であったようで、行実には、大徳寺入院の儀式

で二〇貫文の借金を負ったことを心配した母に対し、三藏法師は六〇〇貫文の借金を背負って天竺に入ったのだから（二〇貫文程度など）心配するに及ばないと笑い飛ばした逸話がみえる。

借金関係では、天文年間のもので推定される督宗宛の督促状も残っている。差出の春屋宗永は、小溪の師である悦溪宗慈から道号を授かった尼僧で、悦溪の語録に永正一八年（一五二二）付の道号頌が残るほか（『悦溪和尚語録』、『大徳寺禪語録集成』三所収）、天文一五年の年紀を持つ春林が着賛した肖像画が大徳寺大慈院に現存する（京都市指定・登録文化財）。賛によれば、この肖像画を作成し賛を依頼したのは彼女の孫の宗祐藏主だといひ、彼もまた天仙の道号を持つ大徳寺僧であった。法系を同じくする者同士で金銭の貸借が行われていることが確認されるときにも、督宗の祖母や姉が小溪から預炬法語を得ていることも併せ、女性を多く信者として取り込んでいった大徳寺の教線拡大の具体相がうかがわれる。

この春屋の督促状は、『活套』と名付けられた督宗の雑記録の紙背として残ったものである。『活套』は国立歴史民俗博物館現蔵、田中穰氏旧蔵の冊子で、後補表紙の記載によれば、大徳寺の子院に伝わったものという。かねて入元僧孤峰覚明や名石末松山に関する記述があることで知られた史料で、作者は明記されていないものの、督宗筆とされてきたものである（今泉淑夫『東語西話』（吉川弘文館、一九九四年）二三五頁、佐藤秀孝「孤峰覚明の伝記史料」（『駒澤大学禅研究年報』二〇、二〇〇八年）一一七頁）。二〇一九・二〇年度国立歴史民俗博物館総合資料学奨励研究の一環として、史料編纂所修理室にて解綴し、紙背文書を検討した結果、製本の際に裁断され欠失している文書も多いものの、宛所が残存している文書はほとんどが督宗宛であることが判明した。督宗が手元に集積された反故紙を冊子に仕立て、自らの雑記帳としたものであろう。

督宗の著作として、もうひとつ『騫驢嘶餘』も挙げられる。これも雑多な内容をもつ聞書記といふべきもので、『日本国語大辞典』をはじめとする辞典類に、言葉の意味を示す例文の出典として、しばしば引用される史料である。作者は不明とされてきたが、督宗の別号が「騫驢道人」であることに鑑みれば、『騫驢嘶餘』なる書名は督宗の著作として自然である。また、書中

の記述から、成立年代が天正二年頃と推定され、督宗の活動時期と矛盾がないこと、聞書の相手として、語録や『活套』に名前のみえる、督宗の交遊圈内の者が多く確認されることなども併せ、督宗の著作と推定した。原本の所在は不明だが、群書類従に収録される一本のほか、十数本の写本が知られる。なお群書類従本は本文後半部を欠いている。本冊では写本としては古いものに属する可能性が高いことを以て、国立歴史民俗博物館所蔵本を底本とした。これも『活套』と同じく田中穰氏旧蔵であるが、奥に松岡恕庵（一六六八—一七四六）の蔵書印があり、松岡の旧蔵書と知られる。本冊には以上二点の著作と語録所収の作品から、督宗の僧歴にかかわる情報や彼の交遊関係にかかわる情報をもつ記事のほか、名物拝見の記事を筆頭にいくつか特徴的な内容の記事を採録した。

督宗は小溪の喝食として大徳寺興臨院で育ち、一三歳で初めて参禅し、天文一四年に大徳寺侍真、同二年には瑞峰院納所を務めた。その後、永禄元年・永禄四年には堺禅通寺に寓し、永禄三年から同四年にかけて堺で多くの茶道具を披見していることが確認される。同七年二月に大徳寺に出世、六月に再住し入院したが、同八年には堺の陽春庵に住しており、同一年三月には瑞峰院にあったものの、同年五月までには再び陽春庵に住し、一三年春まで同庵にあった。以後は在洛とみられるが、生涯を通じて堺との関係は深かったと言えよう。

交遊関係については、禅僧・公家・武家・他宗僧侶・神職・芸能・町衆等の順にまとめた。先述のように法兄春林との関係は濃く、春林の句に次韻し、その句について春林に添削を請うた記事などが散見される。そのほか師の徹軸を悼む詩句、法叔の清庵を悼む詩句、また先の春屋宗永にかかる記事もここに掲載した。

公家との関係では、督宗が大徳寺に出世したおりに、広橋兼秀が五〇〇疋の奉加銭を送っていることが注目される。この前年に督宗は兼秀に「栗浦」の道号を与え、道号頌を執筆している。日ごろ兼秀第を訪れることもあったことは、『言繼卿記』の記事や『活套』紙背文書等からうかがえ、兼秀女の松永久秀室広橋保子（永禄七年三月一九日没）の起骨法語も作成している。兼秀薨去に際しては子息国光に見舞いの書状を送り、同じく兼秀息の東北院

兼深の請に依えて兼秀の肖像画賛を作成した。国光にも「安心」の道号を与えており、国光薨去後にはその息兼勝の請に依えてやはり肖像画賛を執筆するなど、兼秀個人にとどまらず広橋家と親密な関係にあった。あるいは俗系に何らかの関係があるのかも思われるが、それをうかがわせるような徴証は見出せなかった。山科言継とは天文年間に交流が見られ、正月には御礼に参じ、また折に触れて酒を飲み交わす関係にあったようである。

武家との関係では、まず足利義晴乳母春日局の掩土法語を作成していることが注目される。また『活套』紙背文書には、丹波守護代内藤国貞および、その配下にあった宗寿なる人物の書状が多く含まれている。本冊ではこのうち国貞の書状を七通採録した。内容は、具足を質に置きたい、太刀や屏風を借りたいといった要望などで、督宗個人に宛てたというよりは大徳寺塔頭の事務担当者への書状といった趣のものである。眠雲斎宗周・眠雲斎国貞・内備（内藤備前守）国貞などと署判される。

馬部隆弘氏は、内藤国貞は享祿四年（一五三二）六月の細川高国の自刃を契機に出家、「宗周」と名乗り花押も変えたが、細川晴国擁立成功に伴い還俗し天文元年（一五三二）一〇月以降再び「国貞」と名乗り、天文二年に花押も変えたと論じ、天文二年以降同二年九月に没するまでの花押の形状を3A・3B前・3B後の三種に分っている（丹波片山家文書と守護代内藤国貞）『大阪大谷大学歴史文化研究』一九、二〇一九年）。『活套』紙背文書の眠雲斎宗周の花押はこの宗周の花押に類似し、また眠雲斎国貞・内備国貞の花押は3B後型におおむね一致するから、上記馬部説に従えば、それぞれ享祿五年頃、天文一七年から同二二年頃のものとは比定される。ここからすれば『活套』は、おおそ天文年中の二〇年間に集積された反故紙が使われていることになる。

語録には内藤国貞に宛てたものは見えないが、一族の内藤貞治に与えた道号頌が収録される。一方、摂津守護代から起身し畿内政治を領導した三好長慶の葬儀は、永祿九年六月二六日、河内真観寺で大徳寺僧笑嶺大新を導師として執り行われたが、起龜法語は督宗の作であったことが語録に見える。

同門以外の僧侶との交流としては、権大僧正法印貫全が注目される。貫全は天台僧でありながら徹軸に参じ、法諱を紹左と改めた変わり種だが、これ

に「江月」の道号を与え、また掩土法語を作成している。『蹇蹇嘶餘』には、この貫全から聞いた延暦寺の故事が多く書き留められており、本冊にはその一部を収録した。

芸能に携わる者との関わりとしては、語録に「劍翁紹活禪定門」こと能役者の観世元頼の掩土法語・卒塔婆銘がみえる。このうち掩土法語に付せられた「元亀四六九」の注記は、『近代四座役者目録』一（史料編纂所架蔵古写本、請求番号四一八七―五一一）に「観世小次郎元頼（天正元年六月九日卒、行年五十六歳、法名紹活）」とみえるのに一致する。元頼については、天正二年没であるとか、「紹活」は元頼ではなく観世弥次郎の戒名であるといった異説もあるようだが、語録から、彼は天正元年に没し、戒名は紹活であることが明らかとなる。なお、観世弥次郎の戒名は紹珠であることが『太素和尚語録』に見えている。

堺の町衆との交遊も語録や『活套』に多く見えるが、本冊では著名な人物との関係として、小島屋道察に斎名を与えた記事、また今井宗久の依頼で法事を執り行った記事が採録した。関連して「名物拝見」と標出を挙げ、今井宗本第で茶道具を見物した記事、また寺町宗休・石橋宗舟・蜂屋道於の所持する茶道具の観察記なども採録した。このうち蜂屋道於所持の花瓶は、坂東屋宗椿の旧蔵であったといい、のちに道於から石橋良叱のもとに伝わった（続々群書類従所収『堺鑑』下）。督宗は絵心もあったのか、こうした名物観察記には、しばしばスケッチも添えられている。

語録や『活套』には、人間に向けた法語のほか、小動物を対象とした法語も見られる。子猫・類白・青鳥・鶉を葬る語の類である。ここから察せられるように、督宗は鳥の飼育を趣味としたようで、『活套』には、鳥の餌や薬に関わる知識が多く書き留められている。

酒を好んだことは行実にも見えるが、『活套』紙背文書には、酒の注文を承った旨を記す酒屋からの書状があり、また何らかの理由で出されなかった督宗自筆の濁酒を注文する書状も残る（本冊所収）。もともとこれらが自分用であったのか、当時彼が寓していた塔頭での消費用の発注であったのかはわからない。

督宗の花押はおおよそ三種に分類しうる。本冊ではそれぞれ天文一四年・

同二年・元亀二年のものを採録した。元亀二年のものは、永祿一年・同三年の文書にあるものと同型である。

印章については、「督宗」の印文をもつ鼎型印と「紹董」の印文をもつ方形印の二種が確認される。本冊では太素宛道号頌から印影を採録した。この道号頌は天正三年七月朔日、すなわち死の一〇日前に作成されたものである。もう一人の法嗣竹潤にも、これに先立ち六月二七日に道号頌を与えたことが語録に見えている。行実に「無病にして俄然示寂す」と見え、その死は突然であったようだが、自分の死期を悟り、示寂前に授けたものであろうか。なお広橋国光の肖像画賛も七月付である。

本冊の編纂にあたり、和田裕弘氏からご教示を賜った。また、督宗紹董寂伝の編纂にあたっては、大徳寺宗務総長福代洋道師、および同法務部長・龍源院住職東文洋師に格別のご高配を賜った。そのほか調査のさい格別のご高配を賜り、また掲載についてご許可をいただいた史料所蔵者・所蔵機関およびその関係者の皆様には、この場をお借りして厚く謝意を表する次第である。長篠の戦い決着以後の動静をめぐる編纂は、二〇一〇～一五年度史料編纂所特定共同研究「関連史料の収集による長篠合戦の総合的研究」、二〇一六～一七年度同特定共同研究「戦国合戦図の総合的研究」、および二〇一七～一三年度科学研究費・基盤研究(B)「中世における合戦の記憶をめぐる総合的研究―長篠の戦いを中心に―」、二〇一五～一七年度科学研究費・基盤研究(C)「戦国時代における「大敗」の心性史的研究」、史料編纂所附属画像史料解析センター「長篠合戦図屏風プロジェクト」による調査の恩恵を受けた。これらの共同研究にご参加いただいた所内教員・技術職員各位、また所外の共同研究員各位に御礼申し上げる。史料の収集整理にあたっては、本所特任研究員木下聡氏（現東洋大学文学部）・学術支援専門職員田中信司氏の特段のご協力を得た。あわせて感謝申し上げる。

なお、二〇〇頁の『野崎達三氏所蔵文書』のなかで、「松平三郎」に徳川家康の傍注を付したが、これは松平信康の誤りである。お詫びして訂正する。（目次二頁、本文三三八頁、本体価格一〇、三〇〇円）

『大日本史料 第十一編之三十一』出版報告

鴨川達夫・谷本隆之・畑山周平・村井祐樹

本冊には天正十四年六月・七月の事件を収めた。

前月に続き、秀吉はこの時期、左に示す通り、京都を中心に大坂と天津の往復のみで大規模な移動を行うことはなかった。

大坂↓六月二十日に京都↓六月二十六日に大津↓（京都を経て）七月五日に大坂↓七月十七日に京都↓七月二十一日に奈良↓七月二十二日に京都（誠仁危篤）

本冊で最も注目すべき出来事の一つは、越後の大名上杉景勝の上洛である。五月二十日に越後春日山を出発した景勝は、北陸地方を経由して、六月十四日に大坂に到着し、大坂城にて秀吉と会見を行った。その後十八日に上洛し、二十二日に参内、秀吉の奏請により従四位下左近衛権少将に叙任された。翌二十三日に、秀吉から佐渡国内の諸侍の取締を命ぜられ、翌日には帰国の途につき、往路と同じ道程で、七月六日に春日山に着いた。景勝の上洛については、これまで上杉博物館所蔵「天正十四年上洛日帳」が最も参照されることが多かったが、本冊においては、同系統でより良質ということが明らかにになった八木氏所蔵の（景勝公御上洛之日帳）を底本とし、適宜上杉博物館本で補った。その他関係する古文書・記録も採録した（六月七日・同十四日・同十八日・同二十二日・二十四日・七月八日・同二十七日条）。

秀吉は地方勢力との交渉も並行して行っていた。対馬宗義調に答礼した際には、将来的な朝鮮出兵の意志を表し（六月十六日条）、一方で信濃の小笠原貞慶には、東北の伊達・蘆名・田村三氏の和睦を斡旋するよう命じている（六月十七日条）。東国については、秀吉の下した山上道牛が佐竹氏、ついで白川氏のもとに至り、諸勢力の調停を行っている（七月六日条）。白川氏（義親）からは、石田三成・増田長盛あてに、秀吉の介入を求める書状が出された（七月二十七日条）。秀吉の勢力が徐々に、東国にも浸透していたことがうかがわれる。

秀吉の京都近郊における活動の主なものは以下の通りである。
本年二月に始まった、京都内野の新邸（後の聚楽第）造築工事は依然続い

しており、大坂から上京した秀吉はすぐに現場に向かい、検分を行っている（六月二十一日条）。とにかく工事の進捗状況が気になっていたようで、大津を訪れた後、大坂に帰る直前にも再度現場に赴き、また邸に使用するためである、豊の薦の調進を命じている（七月五日・六日条）。新邸造築の一環として、般若三昧院の庭石を徴収しようという動きがあったようで、天皇から前田玄以に仰があった（六月十五日条）。玄以の京都奉行としての働きは、賀茂社へ竹の徴収についての覚書発給（七月五日条）、醍醐寺に建立する塔の奉加について（七月八日条）等が見られる。

また、絵師として著名な狩野山楽（当時は木村平三）に、秀吉が摂津多田山の紺青採掘を許可している文書も興味深い。両者の関係を文書でうかがえるのは珍しいので、写しではあるが収録することにした（六月三日条）。

六月七日・九日に、大坂城中にて茶会を開いたが、これに家康臣榊原康政が出席している。妹朝日姫徳川家興入れ一件の慰労として招待されたのである。千利休がこの様子を記した覚書を採録した（六月八日条）。

家康臣との交流でいえば、二年前の家康二男於次秀康を養子に迎え入れる際の、井伊直政の尽力に対し礼状を出している（六月二十五日条）。いずれも徳川氏との雪融けを示すものと言え、後の家康上洛の地ならしと見ることができよう。六月二十五日には、禁裏に瓜を献じているが、これは稲葉良通が秀吉に献上したものだものかもしれない（七月一日条）。

七月十七日に入京した秀吉は、大政所が奈良に滞在中のためか、春日社に参詣することにし、二十一日に到着、翌日実際に参拝した。しかし、誠仁親王の容態急変の情報が入ったからであろうか、その日の内に帰京している（七月二十二日条）。

後に述べるように、二十四日に誠仁親王が没し、秀吉は二十六日に参内し、涙を流したという（七月二十四日・二十六日条）。

さらに目をひくのは、堺の代官である松井友閑を罷免した一件である。この一件は宣教師の関心をひいたようで、ルイス・フロイスが、在東インドのアレッサンドロ・ヴァリニャーノに細かく報告している。友閑は信長治世時代から堺代官であったと見られ、いわば旧勢力の排除であったとも考えられる（六月十四日条）。

西国方面に対する秀吉の指示として挙げられるのは、まず阿波の蜂須賀家政に対する材木の準備である（七月二日条）。これは京都・大坂における建築資材であるが、九州攻めを見通したものであるかもしれない。

毛利氏の尽力にもかかわらず（正月二十五日条・六月十六日条・七月是月条）、この頃秀吉は島津攻めを決断したとみられ、筑前立花城に籠もる立花統虎を搞つたあと（七月十日条）、毛利輝元に九州出兵を命じたことを豊後大友義統に告げている（七月十二日条）。これを受け毛利領国内に動員令が出されたようで、毛利氏の諸臣に関係文書が多く遺るが、本冊では『萩藩閥閥録』等の写本からではなく、極力原本写真に拠るように心懸けた。

その他の秀吉の政治的行為として網文を立てたのは、和泉築尾村内の土地を堺の寺社にあてがった件である。なお本願寺にも与えたことになっているが（本願寺文書）、所領を得たのは堺内の中小寺社のみであるのに、なぜか本願寺が同列に扱われている。かつこの文書は料紙に疑問があり、この点を指摘した上でひとまず採録することにした（七月二十八日条）。

本冊におけるもう一つの大きな事件は、前述のように皇太子誠仁の死である（七月二十四日条）。誠仁は、天正十一年六月に病んでいたことが知られるが、それ以後は、特に問題なく過ごしており、体調の不良が伝えられたのは本年七月の中旬であった（七月十五日条）。それから十日も経たずに急逝したことになる。各記録類の他、後日にまとめられたものではあるが、薨去前後の詳細な事情を知ることのできる、飛鳥井雅教の息松木宗満が記した『陽光院御登遐記』を収めた。また図版として泉涌寺所蔵の『陽光院画像』を収録できた。なお、この誠仁の死については、後日様々な風聞があったが、体調不良以前から讓位も計画されており（六月三日条）、毒殺等の可能性はないものと考えるべきであろう。

次に朝廷に関わる事項について。新造成った仙洞御所には、天皇が方違を行うなど（六月八日条・七月二十一日条）、既に実用に供していたが、その総仕上げとしてであろう、土御門久脩による地鎮祭（六月十七日条）、青蓮院尊朝法親王による安鎮法が執行された（七月一日条）。その他天皇の行為としては、浄土宗の僧道残に紫衣を与えた文書（六月二日条）、止雨を命じた各史料（六月四日条）、北野社における法楽和歌についての（御湯殿上日記）

の記事を取めた(六月二十五日条)。

公家については、刑部卿正三位竹内長治が没し、関係史料を取め、また事跡をまとめて卒伝とした(六月十一日条)。

次に秀吉一族の動向であるが、まず奈良を訪問中の大政所が、郡山城にて秀長の臣横濱一庵に饗応されている(六月一日条)。大政所は旅の疲れか、折からの暑気(この年は旱魃だった、七月十一日条)にあたったか「霍乱」し、使いが秀吉・秀長に発せられ、秀長がかけつける事態となっている。ただそれほど重篤ではなく、すぐに回復したようであるが、一時は死去との噂も流れた(六月二十五日条)。病と言え、秀吉の養女で後に宇喜多秀家室となる豪姫も「腹中少煩」い、そのため大和宗恕が大坂に下されている(六月十五日条)。

弟秀長の事跡として目立つのは、興福寺が提出した指出の、信長時代との相違を指摘し、厳しく譴責した件である(六月二十日条)。この不正は秀吉に報告され、秀吉を激怒させる(七月二十六日条)。

甥秀次の発給した文書として注目すべきは、近江八幡城下に下した定書である。全十三ヶ条におよぶ(六月是月条)。他に秀次の事蹟として、禁中大番所において「躍」を催した件(七月十日条)、何らかの罪を犯した高橋伝内ら三名を誅伐し、その首を秀吉に進上したことを褒せられた件(七月二十一日条)を収めた。

大名ごとの個別の動き、各地方諸勢力の動きとしては、以下のようなものがあった。

織田信雄が自領内の侍・寺社に知行充行・安堵を行っており、その関係文書三十点余を収録した(七月二十一日条)。

徳川家康は、自領国内での活動が見られた。まず三河東部城を破壊した(六月十七日条)が、これは秀吉との関係改善によるものか否か、検討を必要とする。さらに、以前から微妙かつ複雑な関係にあった、信濃真田昌幸攻めを行うため、自ら駿府に出陣した(七月十七日条)。

関東では、佐竹義重・宇都宮国綱らと北条氏直の争いが続いており、まず氏直が下野に攻め込んだ(六月一日条)。七月には、逆に義重らが北条方の壬生義雄を攻めており、これに対抗するように北条軍も出陣したが、両軍が

直接衝突するには至らなかったようだ(七月二十八日条)。なお北条領国では、このころ相模当麻の間屋をめぐる相論が起こっていた。その訴陳状からは、当麻上宿・下宿の格差や町人たちの動向、商人問屋・道者坊の実態など、当地の社会経済の状況をうかがい知ることができる(七月十九日条)。

東北では、伊達政宗に抗していた畠山義継の遺臣が、二本松城を退去したことが特筆される(七月十六日条)。ここに、前年(十三年十月十五日条など)から続いていた攻防が決着し、陸奥諸氏の和議が成立したのである。この和議は史料上「惣和」と呼ばれ、関係諸氏の動向や思惑がうかがえる史料も多く残っているため、従来から注目されてきた。本冊では同時代史料を中心に収録し、本件に関する確実な部分を示すことにとめた。

北陸に目を向けると、京都より帰国した景勝は、すぐに国内統治にかかったよう、越後下郡の新発田氏攻略を命じ(七月十四日条)、さらに諸臣に所領を与えている(七月十七日・二十七日条)。加能越を領する前田氏についてもいくつか網文を立てた。利家は敦賀の商人に領国内産物についての各種指示を出し、かつ舟を徴収し(六月七日条)、能登に対しては、魚町・末守町・石崎浦に対し、各々の権益を安堵するなど(七月四日・十一日条)、領内行政を積極的に行っていた史料が残る。さらに大徳寺の玉仲宗瑋に、父利昌の肖像の賛を求めたのもこの月のことであった(七月十三日条)。利家息利勝は、伊勢の御師に越中国内において知行を与えている(六月十五日条)。前田氏以外では、当時越前北庄を与えられていた堀秀政が、配下の者に土地を給している(六月十日条)。

中国地方では、前述のように秀吉から毛利氏に九州出陣命令が下された。毛利氏の九州に関わる網文として、宗像氏貞没後の同家の家督について検討した条(六月十三日条)、毛利輝元が原田信種に、小早川隆景が龍造寺政家に協力を求める書状を送った条(七月二十日条)も挙げられる。

九州では、島津氏内部で軍事行動に関する議論が続いていたが、曲折を経て、それが実行されるに至る。島津義久は一度は豊後侵攻を決断し、軍勢集合の日取りまで定めた(六月九日条)。ところがまもなく、毛利領国から帰国した使者面高頼俊の報告なども踏まえ、筑紫広門攻撃へと方針を大きく変更した(六月十六日条)。なお従来ほとんど注目されてこなかったが、面高

頼俊に関しては日記・自記が伝わっているので、本年の彼の活動に関わる部分をすべて六月二日条に収めることにした。さらに、右の面高の動きと関わるとも考えられる毛利氏からの使者は、七月に義久がいる肥後八代に着き、義久も輝元に対して昵懇を約する返書を送ったようだ（七月是月条）。

この後、島津軍は広門を攻めて降し（七月十一日条）、次いで遅参した日向の諸将も動員して、大友義統の将、高橋紹運が籠る筑前岩屋城に迫った（七月十七日条）。七月二十七日、同城は陥落して紹運は戦死、まもなく同国宝満城も降っている（同日条）。

なお、紹運は戸次道雪と並んで大友氏を支えた将として、ある程度事蹟が追えるため、七月二十七日条にその伝を立てた。そこには、柳川市・天叟寺所蔵の肖像画をはじめとする関連史料を収めるとともに、同時代史料で確認できる事蹟を中心に連絡按文を記述し、花押の変遷も図示した。また附録として、年次未詳の紹運発給文書などを挙げている。

一方大友氏は、「国分」に関する秀吉の検使の下向を待っていたが（六月一日条）、島津軍の筑前侵攻を知るや、これを秀吉の命令に背く行為と捉えて通報し、また毛利氏と連携しての対処を模索している（七月十九日条）。なおこの間、大坂から帰国した大友宗滴は、子息義統に請われて加判の役に就いていた（六月二十八日条）。

こうした緊張状態のもとで、島津氏と大友氏・秀吉との両方に通じる者も現れてきており、豊後の入田宗和は島津氏に豊後侵攻を促し（六月九日条）、島津義久の弟家久から返書を受け取る（六月十六日条）一方で、大友宗滴にも腹藏なく考えを伝えていた（七月五日条）。また肥前の龍造寺政家は、小早川隆景を介して秀吉に通じながら（七月二十日条）、島津老臣の伊集院忠棟から起請文を受け取っている（七月二十九日条）。

このほか、対馬宗氏に関しても注目すべき動きがあった。宗昭景は松浦鎮信と交戦状態にあったが（前冊四月十日条）、両者の間を取り持とうと、壱岐の日高勝秀が動き出している（六月一日条）。また昭景は、このころ足利義昭から偏諱・官途を許され、刑部大輔義智と改めるとともに、「郡中義字ひらき」なる儀礼を行ったようだ（七月二十一日条）。

仏教関係では、本願寺顕如が摂津中嶋に移徙したことに対しての祝儀が、

信濃の諸寺より送られ、これへの坊官下間頼廉からの返信が遺っており、真宗内の本末関係をうかがい知ることができる（六月十五日条）。また高野山の木食応其が、秀吉から高野山の統括を任された旨を記した置文があり、応其の性格を示すものとして採録した（七月二十八日条）。

補遺には、近年再発見された永青文庫所蔵（蜂須賀文書写）から、第十一編に関わる文書を取めた。天正十二年五月七日条、十三年七月十九日条、同年八月三日条、同六日条、同二十六日条の秀吉関係網文に新史料を追加することができた。また七月二十七日条の編纂にともなう高橋紹運関係史料の点検を行い、既刊分未収史料を採録した。

（目次一九頁、本文四二二頁、欧文目次二頁、欧文二頁、本体価格九、六〇〇円）

『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記 十五』出版報告

本冊には、明和三年（一七六六）三月より同四年七月までの「公武御用日記」と、同三年正月より五月までの「明和三年東行之日記」および同四年正月より三月までの「明和四年東行之日記」を収めた。

明和三年の兼胤は五十二歳。官位は前冊と同様、権大納言・正二位である。明和三年十二月十三日には、有栖川宮職仁親王から天仁遠波伝授を受けている。

本冊では禁裏附の交代があった。明和三年十二月に禁裏附長田元鋪は参府を命じられ（明和三年十二月十五日条）、翌年正月十五日に普請奉行への転役を命じられた（明和四年正月二十二日条）。後任の禁裏附には持筒頭（天野正景が任じられた（明和四年二月四日条）。天野は同年五月二十二日に上京した。同日参内し、近江守・従五位下に推任叙されている。

本冊における兼胤の年頭勅使としての関東下向は、明和三年三月二十二日から四月二十八日まで、および明和四年二月二十日より三月二十二日の二回である。明和三年の下向では、將軍世子徳川家基の元服祝儀および大納言・従二位宣下の祝儀勅使・親王使を兼ねた。家基の元服・官位宣下の女院使は

石井行忠、准后使は山井氏榮に仰せ出された。土御門泰邦が身固、高倉永範が衣文の役、平松時章が位記使を仰せつけられ、さらに押小路師資が宣旨使、山口秀昌が位記持参、青木行春が宣旨副使、青木行充が位記副使に任じられた(明和三年正月十五日の条)。京都を三月二十二日に立出し、着府は四月四日だった。道中では一度も雨に降られず、兼胤も初めてのことであると特に記述している(四月三日の条)。参府後、天皇より家基への冠掛緒の進呈について、高家肝煎と相談し、西丸老中に渡すことに決定した(四月四日・六日の条)。登城は七日であり、まず殿上間で西丸老中に冠掛緒を渡し、次いで御台所への家基元服・官位宣下の祝儀を伝達した。続けて、女院・親王・准后からの祝儀の口上も西丸老中へ伝えた。その後、大広間へ移り、家基への権大納言任官の宣旨と従二位の位記とを高家に渡している。さらに宣旨・位記および童直衣・指貫・扇・直垂を黒書院上段に置き、高倉永範が身固を勤めたが、世子の出座はなく、実際の元服規式は御座間で行われた。その後、白書院へ移動して將軍と対顔し、家治と家基へ年頭・元服・官位の祝儀を伝達した。十二日には、家基を今後は大納言と称すること、座順を家治・家基・御台所とすることを高家から伝えられている。十三日に家治・家基・御台所からの返答・賜暇があった。この日、家基も白書院へ出座し、勅使以下は初めての対顔に対しての御礼をしている。在府中は例年通りに能見物の登城や御三家・輪王寺門跡への御使を勤め、十五日に江戸を出立、二十八日に帰京して、家治等の御請を奏上している。

明和四年の下向では、二月二十日に京都を出立し、三月二日に着府した。途中の今切では、船上から富士山を望み、和歌を詠んでいる(二月二十五日の条)。登城は三月四日であり、家治・家基へ天皇・女院・親王・准后からの年頭祝儀を伝達した。返答は六日だった。在府中は能見物の登城や御三家・輪王寺門跡への御使を勤め、十日に江戸を出立、二十二日に帰京し、家治等の御請を奏上している。三月二日から六日にかけての雨によって、東海道の川が満水となったために、帰路は通常とは異なり東山道・木曾路を經由した(三月七日の条)。そのため親王への土産の細工物は使いの者を府中(駿河)に遣わして購入したが、兼胤の帰京には間に合わず、親王へは代わりに小高檀紙を献上している(三月二十四日の条)。この下向の際に兼胤は和歌を多

数書き残している。往来道中の新居(遠江)・浮嶋原(駿河)・箱根・追分(信濃)・落合(美濃)・伏見(美濃)で詠んだ七首のほか、江戸滞在中に酒店の求めに応じて、「大和川」を改め、酒に「萬壽嘉々ミ」と名付けた際の一首都が記述される(「明和四年東行之日記」末尾)。

次に本冊における朝廷の人事を確認しておきたい。明和三年七月二十五日に山科頼言が議奏を辞し、跡役として同月二十七日に石井行忠が議奏に任じられた(頼言の議奏辞任については後述)。頼言は仁和寺門跡御世話と宝鏡寺御世話も辞しており、七月二十七日に油小路隆前へ女院肝煎、平松時行へ仁和寺門跡御世話、櫛笥隆望へ宝鏡寺御世話が命じられた。明和四年正月十三日には近衛内前が摂政辞任を願ったが、天皇から即位後間もないことや女帝であることを理由に慰留されたために、内前は翻意している。このほか明和四年六月六日には、長年にわたって禁裏賄頭を勤めた飯室義矩が老衰により辞官・落飾を願い、許されている。

朝廷内の出来事としては、まず後桜町天皇の讓位に向けた動きがあげられる。明和四年五月朔日、翌年二月に英仁親王が立坊、三年後の三月に讓位・受禪、院御所は後院を利用、親王は天皇と同居するので坊中の新造は不要、との趣が摂政から武家伝奏兩人へ示された。このことは同月三日に両伝奏から所司代に伝えられ、関東へ伝達された(五月二十六日の条)。六月朔日には摂家以下へ翌年二月の立坊が申し渡され、翌二日にかけて、院中指図御用掛・院中指図御用掛非藏人・准后移徙御用掛・院中指図御用掛取次が定められた。ただし、この時点では讓位や受禪については申し渡されていない。十日に武家伝奏は所司代に、立坊にともなう親王への千俵の追加進上や装束料・道具料の進上を求めた。七月十九日には院中指図の仕立のため、能舞台の指図を能役者の川勝権之進から提出させた。

山科頼言の議奏辞任も大きな問題となった。先述の通り、頼言は明和三年七月二十五日に体調不良を理由に議奏などの辞任を願い出た。しかし体調不良は名目であり、実際には頼言が、広幡輔忠・四辻公亨・園池房季・石井行忠に結党の動きがあると摂政へ言上したことが理由であった(八月十六日の条)。頼言は梅園成季による誣告に騙されており、言上の内容は事実無根だったため、頼言は議奏を罷免された。八月二十七日には、成季および成季と同

心していた富小路与直・柳原光房、ほかに頼言・山科敬言・花山院長熙への処分が決定している（この事件の詳細については、松澤克行「山科頼言の議奏罷免と宝暦事件」（朝幕研究会編『論集近世の天皇と朝廷』岩田書院、二〇一九年）を参照のこと）。

ほかに、准後の新殿への移徙に関連した動きも、前冊から引き続き目を引く。明和三年三月十六日に兼胤は所司代役宅に呼ばれ、准后御殿の新造は手輕にしてほしいとの老中からの申し越しを伝えられ、材木の質を落とす以外の手段はないと答えた。その後、所司代や禁裏附との間で御殿新造についての相談や手続きが重ねられた（明和三年五月十一日・十五日・六月十五日・十九日・七月二十三日・十一月十三日・十六日の条）。普請の材木運送のための新道建築についての京都町奉行からの連絡（六月二十日の条、地曳・木造始日時の勧進（十二月十九日の条）、絵師の選定と任命（十二月二十二日・二十八日・明和四年正月七日・十日・十四日の条、礎・立柱日時の勧進（二月十三日の条）、襖絵の仕立を延享度の中宮御殿と同じにするとの決定（四月五日・六日・八日の条）、作庭の準備（四月十日・十三日・十四日・五月十八日・十九日・二十日・二十二日の条）、新殿の門番選定についての禁裏附への申し入れ（五月朔日の条）、上棟日時の決定（六月十九日の条）、普請後の所司代以下への御褒美の決定（六月二十五日の条）と順調に経過し、六月二十八日に新殿が上棟した。准後の新殿への移徙は九月下旬、その四・五日前から親王は天皇と同居の予定となった（六月二十八日の条）。その後、安鎮・地鎮・引き渡し・准後の移徙・新殿門番について、準備が進められた（七月二日・四日・六日・八日・十五日・十八日・二十日・二十四日・二十六日・二十八日の条）。七月二十二日には、新殿普請が八月十日頃に完了することを所司代が伝えている。

中御門天皇の三皇女（壽宮・大聖寺宮・光照院宮）からの合力願いも目を引く。三皇女は御内儀に合力を何回も願っていたため、対応に苦慮した御内儀は各皇女への毎年二十五石の合力の増額を兼胤へ依頼した（明和三年六月十五日（の条））。兼胤が禁裏附へ申し入れると、禁裏附からは増額不可能との回答があったが、御内儀からは増額分を減らしての再度の交渉依頼が出された（六月二十二日の条）。御内儀・兼胤・禁裏附との間で折衝が繰り返され（六

月二十六日・七月朔日・十一月十八日の条）、十一月二十六日に光照院宮へ毎年十五石、壽宮・大聖寺宮へ毎年十石の増額で決着している。ほかに経済的な問題に関わる出来事としては、前年に続いて准后への五百両の取替金を禁裏附に求めた件（明和三年十一月十八日・十二月十三日・明和四年五月六日・七日（の条）、京都代官へ預けた旧領の返却を求める安禪寺からの願い（明和三年六月三十日・七月朔日の条）や、京都代官に預けた八百両の利息不納についての女院からの訴え（明和四年二月十六日の条）、円照院宮からの三百両拝借願い（明和四年五月二十五日・六月二十二日・七月十二日の条）などがあげられる。

前冊に引き続き松殿家再興に向けた動きも目立つ（松殿家再興については、前冊の出版報告『東京大学史料編纂所報』第五六号を参照のこと）。松殿忠孝は明和三年三月十四日（九条家譜）に元服したが、それに向けて、明和三年三月十日には女院御所での忠孝の扱いを摂家末席としたい旨が女院から伝えられ、同日には、大臣・親王とは差別を付けること、年始には清華家・大臣家の次に一人で対面することなど、禁裏での忠孝の扱いについて、摂政が申し渡している。

ほかに、前冊収録の明和二年十月十四日に勤番を懈怠無く勤めるように非蔵人へ申し渡しているが、今冊でも明和三年四月二十七日に勤務状況の悪い非蔵人三人に精勤を申しつけており、非蔵人の勤務不良が続いていたことがわかる。

その他の朝廷内の出来事としては①天皇への三部抄・伊勢物語伝授（明和三年五月十六日の条）、②天皇への古今伝授（明和四年正月十三日・十四日・二月十四日・十五日（の条））、③親王の御読書始（明和三年五月十四日の条）、④般舟院での後陽成天皇百五十回忌法会を過誤で欠動した唐橋在家への処罰（明和三年八月二十五日・二十七日・三十日・九月朔日の条）、⑤英仁親王・伏見宮貞建親王の体調回復（明和三年九月二十日・二十二日・十月二十二日の条）、⑥伏見宮家の殿上人が許可なく諸国を放浪し処罰された事件（明和三年十一月二日の条）、⑦有栖川宮の家中で問題が発生しており、葉室頼要と平松時行が世話することになった件（明和四年三月二十六日の条）。この事件については、松澤克行「ある宮家の「恋」」（『日本歴史』編集委員会編『恋

する日本史」吉川弘文館、二〇二二年）を参照のこと）、⑧山井氏榮・兼敦父子が水無瀬宮への御禮料について不正に取り扱いを行い、辞官を命じられた事件（明和四年三月二十七日の条）、⑨守典入道親王の仁和寺入寺（明和四年四月二十四日の条）などがあった。

その他の出来事としては、①東寺仏師の定覚からの、転輪寺本尊が不完全であり、天下の災いを引き起こすであろうという申し立てについて、定覚への処罰や関連した対応（明和三年三月十四日・五月十三日・二十二日・二十三日・七月二日・十月十二日・十六日・十二月五日・十一日の条）、②上御霊神社からの江戸への勧請願い（明和三年三月十四日の条）、③水無瀬家からの禁裏御領田地の水無瀬宮への附属願い（明和三年三月十九日の条）④所労と偽って御用を怠っていた太鼓方小寺金七の処罰、および禁裏御用を務める際の心得についての能役者への申し渡し（明和三年五月六日・十一日・十三日・十五日の条）、⑤大和橘寺からの勅願所願い（明和三年六月十三日・二十四日の条）、⑥三方案所からの、御紋付提灯へ外記方預御用と書き付けたいという願い（明和三年八月六日の条）、⑦職人が勝手に受領名を名乗ることの禁止とそれに関連した動き（明和三年八月十六日・十一月二十九日・十二月十七日・明和四年正月五日・十五日・十九日・二月三日・十六日・三月二十四日・四月二十二日・二十四日・二十六日・二十七日・五月十七日の条）、⑧高野山で発生した問題が幕府によって裁許され、梅溪家家来や高野山学侶・行人が処罰された案件（明和三年九月二十八日の条）、⑨町人が公事・出入の際に町役人による取り扱いを避ける目的で堂上の家来となることを防ぐため、町人が堂上の家来となる場合に京都町奉行所の許可が必須となった件（明和三年十一月十日の条）、⑩美濃富永村紙漉の不行跡による図書寮が紙漉に与えていた支配許状・株書・諸役免除札・御紋付提灯の没収と京都紙漉からの図書寮支配の願い出（明和三年十一月十四日・二十二日の条）、⑪高野山住侶への官位執奏をめぐる仁和寺と大覚寺との確執への対応（明和三年十一月二十五日・十二月一日・十五日の条）、⑫東大寺住侶の大僧都願い出に対する興福寺寺僧の出訴（明和四年四月二十五日・二十八日・五月朔日・七月十三日の条）などがあった。

（例言一頁、目次三頁、本文三三七頁、人名索引四五頁、本体価格一三、九

〇〇円）

『大日本維新史料 類纂之部 松平昭休往復書翰留 一』出版報告

二〇二三年度より『大日本維新史料 類纂之部 松平昭休往復書翰留』の刊行を開始した。『松平昭休往復書翰留』は、『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料』（全三十巻）の後継書目として、本所所蔵「松平昭休往復書翰留」（架番号四三四四―一）全十四冊、及び必要に応じて関連史料を収めるものである。

本所所蔵「松平昭休往復書翰留」は、一九五二（昭和二十七年）年に本所が古書店から購入したものであるが、購入当初は様々な厚さの仮綴本二十七冊の状態であった。これを本所において日付・内容を手掛かりに十四冊に合冊し外表紙を付した。詳しい来歴については第一巻解説を参照されたい。

松平昭休は、水戸藩主徳川斉昭の九男で、嘉永元年（一八四八）忍藩主松平忠国の養子となり諱を忠矩と改め、以後忍藩世子となるが、安政大獄下の安政六年（一八五九）に廃嫡・離縁され、その後は江戸の水戸藩邸に居住した。文久三年（一八六三）岡山藩主池田慶政の養子となり、襲封して岡山藩主池田茂政となった。「松平昭休往復書翰留」は、昭休が忍藩世子であった安政五年十二月から、岡山藩主池田慶政の養子となる前月の文久三年正月までの間に発受した書状等を書き留めたものである。

なお、刊行にあたって、各書状・記事には冊ごとの通し番号を付し、文書名・差出人・受取人を表記して上欄に掲出するとともに、これを目次として検索の便に供した。さらに、本巻の解説を末尾に付した。なお、目次・本文には、合冊箇所に波線を挿入した（二）参照。

本巻には、安政五年十二月から文久元年までの往復書状その他の文書・記事を書き留めた「松平昭休往復書翰留」の第一冊から第六冊までを取めた。このうち第一冊のみが、忍藩世子松平忠矩時代のものであり、忍藩世子として忠矩自身も列した江戸城中溜詰の様子や城内の情勢に関する情報も記されている。水戸藩に帰還以後は、こうした記述は見られなくなる。

本巻に収録した松平昭休（忠矩）往復書状の特徴は、以下の通りである。

まず、徳川斉昭側室貞子（春）を生母とする同腹の兄弟姉妹との往復書状が多く書き留められている。生年順に六女の明子（松姫、盛岡藩主南部利剛正室）、五男の池田慶徳（鳥取藩主、九男の昭休（忠矩・九郎麻呂）、九女の孝子（八代姫、仙台藩主伊達慶邦継室）である。この中では、慶徳との往復書状がもっとも多く、本巻全体の三分の一弱ほどの分量となっている。慶徳の正室寛子や明子の夫南部利剛との往復書状もある。

これらに次いで分量が多いのは、斉昭正室吉子（貞芳院）・斉昭生母補子（瑛想院）や異腹兄弟の浜田藩主松平武聡（斉昭十男）との往復書状である。異腹兄弟のうち、松平昭訓（余四麻呂、斉昭十四男）・松平昭嗣（余六麻呂、斉昭十六男、のちの鳥原藩主松平忠和）・松平昭邦（余七麻呂、斉昭十七男、のちの土浦藩主土屋拳直）・貞子（愛姫、斉昭十二女）・松平昭徳（余八麻呂、斉昭十八男、のちの水戸藩主徳川昭武）との往復書状も書き留められている。ただし、当時水戸藩主であった徳川慶篤（斉昭長男）との往復書状の収録数はわずかである。また、おそらく江戸の水戸藩邸で同居していると思われる松平昭縄（余一麻呂、斉昭十一男、のちの喜連川縄氏）との往復書状の収録数もわずかである。一方、やはり同居しているためか昭休・昭縄との連名のものが散見される。

なお、御三卿の一橋家を相続した徳川慶喜（斉昭七男）との往復書状は、本巻には一通も収録されていない。これは慶喜が、安政六年八月二十七日に隠居・慎となり、万延元年（一八六〇）九月四日に慎を免じられて以後も、文久二年四月二十五日までは、親族その他との面会・文書往復等の遠慮が命じられていたことも影響しているのではないかと考えられる。

家族の他には、支藩の前宍戸藩主松平頼位との往復書状や、数は少ないが水戸藩士との往復書状、水戸・鳥取・忍藩士や水戸藩徳川家・鳥取藩池田家女中たちの書状なども書き留められている。

（一）収載内容について

以下、本巻収載内容のうち特徴的なものを紹介する。

〔徳川斉昭一周忌法会〕

本巻の内容からは、昭休と同腹兄弟姉妹の側からみた、徳川斉昭一周忌の

様子を知らることができる。

昭休と昭縄は、斉昭一周忌の文久元年八月に水戸へ下向し、水戸藩徳川家墓所の瑞龍山に参拝することを希望し（二一一八）、吉子もこれを承知していたが（四一四・一四）、幕府への出願が水戸藩徳川家に悪影響を及ぼすことを懸念していた（三一〇〇）。結局、昭休・昭縄は下向が叶わず、忌日の八月十五日に昭訓・昭嗣が昭休・昭縄の代拝も行なった（五一二・一三・一九）。忌日には江戸の水戸藩邸でも斉昭一周忌法会が催された（五一二三・二四）。なお、歴代藩主は一周忌の翌月四日に廟所遷座の慣例であったが、斉昭の遷座は、慶篤が川越藩主松平直侯（斉昭八男）の喪に服しているうちは不可とされ（五一二五・二八・三五）、十一月十二日に挙行された（六一九六・九七・九八）。

これらとは別に、斉昭一周忌を迎えるにあたって、池田慶徳は鳥取藩邸において同腹兄弟姉妹たちとの内輪の法会を開催することを企画した。慶徳は八月に鳥取藩邸に比丘尼を呼び法会を催したいとして、昭休・明子に女中の代香を依頼した（三一二二）。この法会は十五日の予定であったが差支えもあるため五日に繰り上げとなり（三一〇二）、結局四・五日に執り行なわれた（四一六・一七・二五・二六・二七・三一・三二・三三・三六）。昭休・昭縄からは花・菓子料・施物金が送られ（四一五・六・八・九・一〇・一二・一三・一六・二八）、昭休・昭縄の代香は、鳥取藩池田家の女中が勤仕した（四一五・一六）。また、斉昭一周忌に合わせ、題詠短冊の取り集めや廻覧も行なわれている（三一六六・六七・七八・八九・一〇七、四一五・一〇・二一・六九・七〇・七二・七三・七五、五一二・二二・三〇・三一・三三・五四・五六）。

この時期、昭休らの生母貞子（浄修院殿）の位牌制作も企画され、七月八日に完成している（三一六七・七〇・七一・七七・八〇・八一・八二・八三・八七・八九・九八・一〇四・一〇五・一〇七・一〇八）。

〔松平直侯死去〕

本巻収録記事は、松平直侯の死去に至る過程について、頻繁にやり取りされた直侯兄弟の書状、女中の報告、担当医の病状報告（容体書）などから、病状・診察・看病・服薬について詳細に看取することができる稀有な内容を

持っている。また直侯死去後の養子問題や、直侯の手許にあった「秘書」の扱いについても、水戸家の側からの視点で記されている。

文久元年六月二十一日朝、慶徳が病中の直侯に対面したところ、人事不通の様子で落涙の外なしと昭休に知らせるように（三一五二）、脚気と思われる直侯の病状は相当悪化していた。七月二十四日、昭休は吉子に直侯の病状（六月末頃より水気の様子）と、慶徳が直侯に面会したことなどを知らせ（三一〇〇）、七月二十八日から八月二日まで（四一一四）と八月八・九日の容体も報知しているが（四一三八・三九）、昭休から吉子への報知は内密とされた（四一一四・七九、五一〇）。昭休は、補子にも直侯の病状と慶徳が二度見舞ったことを知らせ（四一六八）、武聡には七月中旬以降の病状を報知した（四一四五・四六、五一五〇）。こうした直侯重病の様子は慶篤にも言上された（四一二九・四三・四八）。

七月二十五・二十六日の病状を記す川越藩医師の直侯容体書によれば、二十六日には水毒の状態と診断され、投薬の効果が現れて利水が進めば症状も緩和されるが、そうならなければ衝心になると判断された（三一〇二）。八月五日の容体書では、服薬により利水を促したが全身の水気は少しも減らなかったという（四一二四）。

兄弟姉妹たちは、直侯の容体を気に掛け、明子は、女中を派遣して直侯の容体を伺っている（三一〇七）。また、七月二十八・二十九日の容体書は慶徳から昭休・明子に廻覧され（三一一一）、七月二十九・三十日・八月一日の容体書は慶徳から昭休に送付された（四一一）。昭休と慶徳は牛通丸という薬を直侯に飲ませようとするが（三一〇三・一〇九、四一四〇・五六）、なかなか服用しなかった（四一四八・四九）。牛通丸は慶篤も直侯に進呈しようとしている（四一五二）。

八月十日、慶徳は川越藩邸の直侯を見舞ったが、対面は難しいため側近くから様子を窺うと、直侯の外見は変貌し、慶徳の来訪も認識できない様子であった（四一四三・四六・四九・五三）。八月十・十一日は多少平穏であったが（四一五〇・五一・五八）、十一日夜より病状が悪化して水気内陷と診断され、医師らも病状を案じるような状態となり（四一七二）、十四日頃には小康状態となったものの、十五日夜ついに死去した。この日は斉昭一周忌

と同日であった（四一七七・七八、五一・三・四・五・八・一一・一四・一五・一七・一八・二〇・二六・五一）。

昭休と昭縄も直侯への面会を希望するが（三一〇三、四一一）、慶徳は御三家からの川越藩邸訪問は困難であろうとする（三一〇九）。しかし、昭休は対面実現につき慶徳の尽力を願ひ（四一三〇・六〇）、慶徳もこれを周旋した（四一五六）。水戸藩では、昭休を直侯方へ派遣する件につき、同藩城付を通じて老中に内談している（四一五二）。しかし、昭休・昭縄が直ちに川越藩邸を訪問することはついに叶わなかった（四一五九・六一）。

直侯の死去前後から、吉子は直侯の養子について気に掛けており（四一七九、五一六・二五・二八）、昭休は昭訓を直侯の養子にしてはどうかと慶徳に提案するが（五一六・九）、慶徳は川越藩松平家と久留米藩有馬家との交渉が進んでいるため、昭訓の養子は困難としている（五一九）。まもなく直侯の養子は久留米藩主有馬頼頼の弟頼敦（のちの松平直克）に治定した（五一〇）。この後も昭休は、昭縄や昭訓の養子先に関して慶徳・武聡に問い合わせを行なっている（六一七三・七四・七五・七七・八一・八二・八六）。直侯の発喪は十一月二十日以降、養子となる有馬頼敦着府後の十一月下旬頃の予定とされたが（五一二九・三七・四二・四五、六一四八・五三・五七・五八・五九・六〇・六五・九三・九四・九五）、頼敦の到着が遅れ直侯の死去届は十二月十日となった（六一〇一）。なお、直侯は生前より儒葬を希望していたため、昭休・慶徳もその実現に尽力している（五一三五・三七・三八・四五・四八・五七・六三、六一五八・一〇一）。

昭休は、直侯の手許にある水戸藩徳川家関係の秘書類が川越藩松平家に漏洩することを恐れ（四一六〇・六二、五一六）、昭休が秘書箱を預かりたいとの意向を川越藩に伝えようとするが（四一六三）、こうした行為は言語道断であると昭休は慶徳から窘められている（四一六四）。結局、秘書箱は直侯死去当日に納棺された（五一九）。

〔幕政関係〕

万延元年十二月の大名・幕臣に対する官位・栄典の授与、幕府役人の人事・栄典授与の情報が、慶徳から昭休に報知されている（二一一七）。文久元年五月二十八日に第一次東禅寺事件が勃発すると、慶徳は昭休に情報を求め（三

一・一六)、水戸藩邸を訪問することに懸念を表明している(三一・一八)。六月二十一日、昭休は、幕府が尾張・紀伊藩主及び溜詰一同に登城を命じて水戸藩に対する処置を諮問したことを心配し、慶徳に情報の報知を求め、慶徳からは紀伊藩から得た情報が知らされている(三一・五〇・五一・五二・五三・六〇)。七月二十六日の桜田事変関与者の断罪情報についても、慶徳から昭休に書付が送付されている(三一・一〇九・一一〇、四一三)。

(2) 本巻刊行にあたっての原本整序について

本巻刊行準備のための検討において、本所所蔵の十四冊本の丁合にいくつかの疑義が発見されたため、以下のような修正・措置を施して本巻に収録した。この点については本巻解説でも触れたが、ここに詳述する。

第二冊・第三冊は、購入前の仮綴本を合冊し本所にて外表紙がつけられている。第二冊に関しては仮綴本表紙の鉛筆書に従って年次を万延元年とし、外表紙にも記してきたが、今回内容の検討から正しくは文久元年であると訂正し、外表紙も新調することとした。また、第六冊には購入以前からの錯簡・欠丁が是正されていない箇所があることが判明した(後述)。

こうした背景から、今回第二冊・第六冊については一旦綴じを外し、綴じ穴および内容の検討を行った上で綴じ直した。収録にあたっては、前述したように、目次・本文の合冊箇所には波野を挿入した。

検討の詳細を左に述べる。綴じ穴の検討は現物を熟覧した上、解体状態の各丁を通常の反射光および透過光で撮影して行った。撮影画像は解体前・綴じ直し後のものとあわせ、FIG.1上で公開している。なお熟覧においては本版の検討について、オノ・情報文化研究所山口順子氏の御指導を得た。また、撮影は本所写真室の高山さやか氏が担当し、撮影方法についても助言を得た。

さて、綴じ穴の状態を図式化したものを【図一】に示す。一組をなすと思われる綴じ穴を同一の記号で示している。【表一】には丁ごとにその内容と本巻での収録番号、綴じ穴の状況などをまとめた。

綴じ穴のうち●の記号で示したものは解体直前に用いられていた綴じ穴で、第二冊・第六冊ともそれぞれ冊を通じて位置が一貫している。○も同様に一貫しており、●の綴じに先立って本所でなされた仮綴じの穴と考えられ

る(本所修理室の高島晶彦氏に御教示いただいた)。

第二冊の全丁には、●より小口側に四ツ目綴じの穴(×)が確認された。仮綴本表紙と考えられる第一丁にも存在することから、古書店で販売されていた仮綴本段階の綴じ穴ではないかと思われる。非解体状態で観察した第一冊において本文・仮綴本表紙に存在する×と同様の穴が、本所で付された解題部分に存在しないこともこれを裏付けている。第二冊では第十九丁まで(文久元年一月・二月)と第二十丁以下(六月)で×の穴の位置が異なっており、別の仮綴本が合冊されたことを示している。さらに、第二丁・十八丁のみに二ツ穴二組の大和綴の穴(△)がみられ、これは仮綴本より前の綴じ穴と思われる。これらに第一丁・第十九丁の白紙が表紙・裏表紙として後から付され、×の綴じがなされたものであろう。第一丁・第十九丁の透過光画像で確認できる贅の目も、第二・十八丁と異なっている。

第二冊の×の穴に関しては、第二十三丁もまた前後とやや位置が異なる。内容は第十一冊の書き損じと思われるものであり、不明な断簡を本所において便宜この位置に挿入したものであるうか。その他、性格は不明であるが、第十九丁のみに大きな四ツ目綴じの穴(□)、第十九・二十・二十四丁の右下に一つ穴(■)が存在する。

第六冊には文久元年十月・十一月の記事が収録されているが、十月六日付の記事(第二十四丁)に続けて十二月朔日・七日発受の記事(第二十五・二十九丁)が混入している。かつ、十月六日・十二日発受の記事(第三十・三十七丁)にいくつかの欠丁と錯簡が見られた。

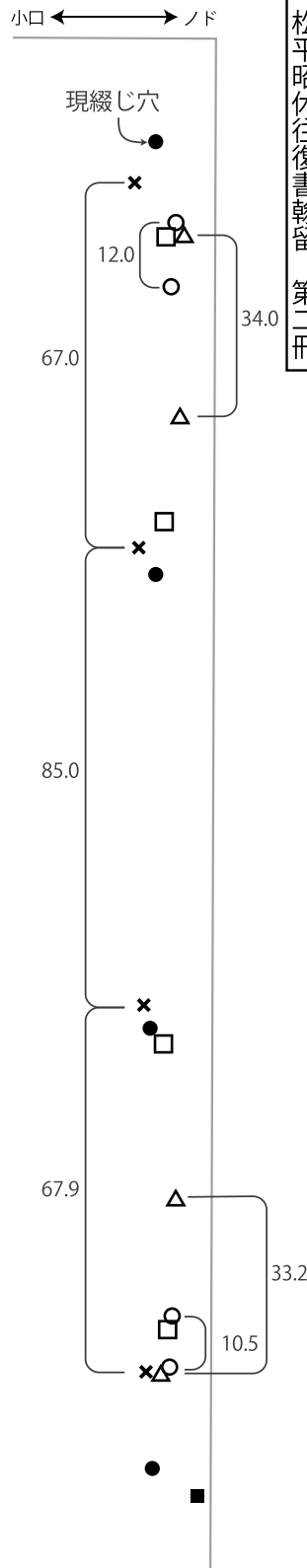
第六冊の綴じ穴を確認すると、やはり●より小口側に仮綴本段階の綴じ穴ではないかと思われる四ツ目綴じの穴(×)が確認される。ただし●・○を基準とした×の位置は、本文内容が一貫している箇所でも時折乱れることがある(第十四・二十丁、第四十六・五十丁など)。×の各穴の間隔はほぼ一定であるため同じ仮綴本に綴じられていたと考えられるものの、用紙の揃え直しや丁の順序変更などの可能性をうかがわせる。

さて先の混入箇所の前後に着目すると、十二月記事の混入より前(第二・二十四丁)のノドにのみ一組の二ツ穴(△)が見られる。これは混入より後の十月・十一月記事(第三十丁以後)には見られないものである。一方、混

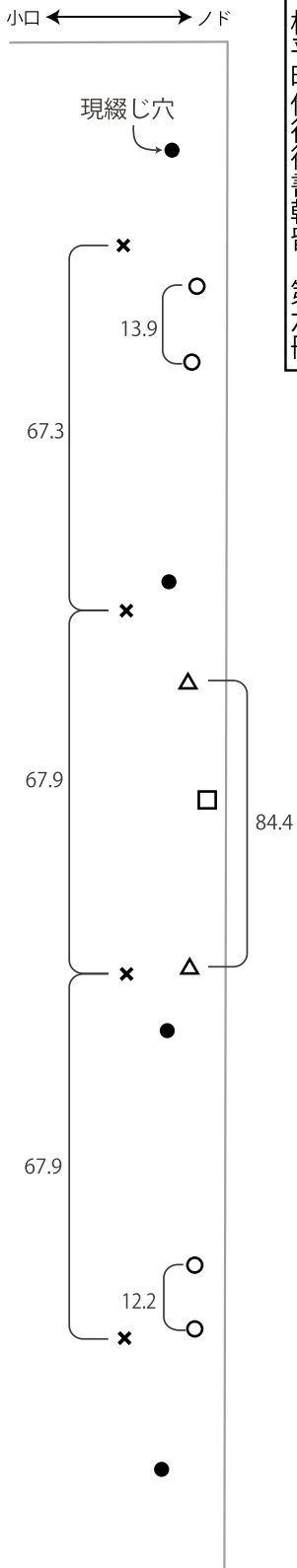
【図二】『松平昭休往復書翰留』第二冊・第六冊の綴じ穴位置

透過光撮影写真における綴じ穴位置のトレース図。第二冊は第三丁・第一九丁、第六冊は第五丁・第二五丁をもとに作成した。

松平昭休往復書翰留 第二冊



松平昭休往復書翰留 第六冊



【表一】『松平昭休往復書翰留』第二冊・第六冊の検討内容

冊	丁番号	発受日付/内容	本巻収録番号	綴じ穴	綴じ穴・紙質備考	整序内容
2	1	〔白紙、本所蔵書印あり、仮綴本表紙〕		●○×	簀の目異なる	
2	2	1月14日・17日	2-1～2-3	●○×△	△の上側に穴	
2	3-17	1月17日～2月8日	2-3～2-18	●○×△		
2	18	〔未記入罫紙〕		●○×△		
2	19	〔白紙〕		●○×■□	簀の目異なる	
2	20	〔白紙、本所蔵書印あり、仮綴本表紙〕		●○×■	以下×の位置変わる	
2	21-22	6月29日頃	2-19～2-22	●○×		
2	23	(第11冊書き損じカ)		●○×	×の位置が前後と異なる	
2	24	〔白紙〕		●○×■		
6	1	〔白紙、本所蔵書印あり、仮綴本表紙〕		●○×	簀の目異なる	
6	2-24	10月1日～6日	6-1～6-34前半	●○×△		
6	25-29	12月1日～7日	6-99～6-106	●○×□		78丁の後に移動
6	30-35	10月6日～12日	6-35後半～6-46〔後欠〕	●○×		
6	36	10月6日	6-34後半・6-35前半	●○×	綴じ穴位置は前後と一貫	24丁の後に移動
6	37-73	10月12日～11月17日	〔前欠〕6-48～6-98	●○×		
6	74-76	〔未記入罫紙〕		●○×		
6	77	〔白紙〕		●○×	簀の目異なる	
6	78	〔白紙〕		●○×	×がやや左	

入した十二月記事(第二十五～二十九丁)のみにノド中央に大きな一つ穴(□)が存在している。△・□の穴と×の穴の位置関係はそれぞれ必ずしも一定ではないことから、△・□は仮綴本とは別の段階の綴じ穴であろう。すなわち、第二～二十四丁・第二十五～二十九丁は仮綴本より前の段階でそれぞれ一体をなしており、仮綴本の段階でひとまとめにされたと思われる。本巻では、十二月記事を六～九九～一〇六として六冊末尾に配して収録した。

さらに第六冊では、混入した十二月記事の前後の十月六日記事(六～三四・三五、第二十四・三十丁)の内容が接続していなかった。内容の検討により、やはり前後と内容が接続していなかった第三十六丁がこの間に入るものと判断し、六～三四後半・六～三五前半として整序した上収録した。これは六～三四の浜田藩士の江戸着府日程に関する記述および六～三五の森戸三大夫への言及を直接的な根拠とし、総合的に判断したものである。接合した箇所は注記の上、◀の記号を付して示した。なお、第三十六丁の綴じ穴は×も含め前後と一貫しており、この錯簡は仮綴本に綴じられるより前に生じていた可能性がある。

そしてその錯簡の前後、第三十五・三十七丁の内容(六～四六・四八)もまた接続せず、間には欠丁が存在していた。この点については、第十一冊の末尾に複数綴じこまれていた断簡記事のうち一丁をその間に入るものと判断し、六～四六後半～六～四八前半として本巻に収録した。これは六～四六・四七の前関白鷹司政通正室清子の死去・徳川斉脩の三十三回忌・氣候に関する言及と、江戸・水戸間の通信にかかる日数を主な根拠とし、総合的に判断したものである。

以上の検討をふまえ、第六冊の綴じ直しにあたって、第二十五～二十九丁を冊の末尾、第三十六丁を第二十四丁の後にそれぞれ移動する整序を行った。以上の綴じ穴の検討からは、二十七冊の仮綴本以前のものと考えられる綴じ穴が確認され、複数回の綴じ直しが行われていることが判明した。前述の原本作成以後の丁移動の痕跡の他にも丁の外郭を裁断した跡も確認されている。来歴の復元は容易なものではないと思われる。

一方、「別冊二記置」と言及される書状が実際に仮綴本の別の綴に書き添えられている(三～二〇・三八)など、購入当時の仮綴本の状態は作成当時の秩

序をある程度残していると考えられる。今回は前記の通り作成当時の状況を復元するための基本的な整序を行った。本書の刊行により、今後研究が進展することが望まれる。

本書の刊行準備にあたっては、本学名誉教授の横山伊徳氏に在職中多大な御協力を賜った。また、漢方医学・葬送儀礼について、長田直子氏・佐藤麻里氏・高島堂薬局戸田哲司氏に御専門の立場から貴重な御助言を賜った。記して御礼申し上げます。

なお刊行後、本書に下記の誤りがあることが判明しました。お詫びして訂正いたします。

- ・目次一六頁 三―六四の全体を削除し、収録番号を欠番とする。
- ・目次一七頁 三―六五の文書名のうち「書状案二」を「書状案」と改める。
- ・本文一〇三頁 三―六四の全体を削除し、収録番号を欠番とする。
- ・本文一〇四頁 三―六五の文書名のうち「書状案二」を「書状案」と改める。
- ・本文一〇四頁 三―六五本文のうち三行目「大賀之至と奉存候」を「大賀之至二奉存候」と改める。同七行目「全く御当分之事」の「く」を削除する。

(例言三頁、目次五六頁、本文三七三頁、第一巻解説六頁、本体価格一三八〇〇円)

『大日本古文書 家わけ第十 東寺文書之十九』出版報告

木下竜馬

東寺文書は、京都府所蔵・京都府立京都学・歴史館保管の「東寺百合文書」ひらがなの函の翻刻・校訂を継続している。本冊には、前冊から開始した「ね函」の文書のうち、寛正二年から文明九年まで(ね四号―二二号)を収録した。「ね函」に収蔵される史料の大部分は東寺鎮守八幡宮供僧評定引付(以下、「鎮守引付」)であり、寛正年間から弘治年間に及ぶ。「東寺百合文書」などに残存する鎮守引付のうち、半分程度が「ね函」に集中して収められている。以下、鎮守引付について若干の解説をしておきたい。なお、「大日本古文書 東寺文書」所収文書は、函と文書番号のみで出典を記す。

中世東寺の寺家を構成する寺僧組織のうち、廿一口供僧方、学衆方となっていて重要な位置を占めるのが鎮守八幡宮方(鎮守方、久世方とも。以下、「鎮守方」と呼称)である。鎮守方は三十口の供僧から構成され、鎮守八幡宮における大般若経転読などの仏事神事を主たる任務とし、その料所として山城国上下久世荘などを支配した。その淵源は、建武三年(一三三六)七月一日、足利尊氏が天下泰平のため上下久世荘地頭職を東寺鎮守八幡宮に寄進したところにある(「東寺百合文書」コ四など)。これにより、法会や三十口の供僧が整備された。この寄進状の日付を意識してか、東寺の寺僧組織のうち鎮守方ひとりが七月始まりの年度を採用しており、鎮守引付も七月から翌年六月までの評定の内容が一冊に記録される慣例となっている。ただし、引付の記事が減少してきた永正一三年(一五一六)以降はすべて正月始まりとなる。

次に、鎮守引付の形態についてみておこう。引付は袋綴の冊子体であり、表紙・裏表紙とも本紙と共紙である。毎年正月の評定始の際には各方の奉行があらたな引付の冊子を用意しており(「廿一口年預記」、「東寺百合文書」追加三、七月始まりの鎮守方も同様であろう。ここでひとつ問題になるのが、各年度の引付の紙数はまちまちであるのに、いずれも末尾に大幅な紙余りが発生していないことである。現在の「東寺百合文書」内の引付類は、近代の補修によって旧来のこよりが取り除かれ、紙ごとに裏打ちがなされたうえで、一回り大きい補修紙の部分に穴を開け本結びで袋綴にされている。そのため、容易に冊子の丁を取り外すことはできない状態である。近年、ほとんど原装のままの室町・戦国期の学衆方評定引付が東寺で再発見され、新見康子によって詳細な報告がなされた(同「東寺所蔵学衆方評定引付の伝来と現状」、岡野友彦編『古文書学の再構築』、平成二三年度・平成二五年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、二〇一四)。それによると、学衆方評定引付は、本来裏綴じの蝶結び・片結びという簡易な綴じ方であり、結び目を解いて紙数を増減させる使い方が可能であった。年初に一定数の料紙を用いて冊子を作って評定の内容を記録していき、足りなくなれば別の紙を追加し、年度末に余れば紙を取り除く、という使われ方が推測されるという。鎮守引付含む他の引付でもこれは同様であろう。本冊に収録した鎮守引付のうち、紙数の多いね一一号(全四〇紙)やね一三号(全四一紙)の原本を観察

すると、いずれも第二七紙から寸法などの異なる別の料紙が用いられていることがわかる。年度初めに用意された冊子は全二六紙であり、記事が多くなったので年度内に追加したのである。引付の冊子がある程度規格化されていた可能性もあり、他の引付も含めた比較検討が課題である。

各方は、毎年度末に次年度の奉行を衆中のなかから合点で選出する。毎年度の奉行は、幹事として評定を主宰し、議題を衆中に披露して審議にかける。評定が行われるのは、たいていは西僧坊である。奉行は評定の内容を引付に記録する。丁を改めてまず月日を記し、次行から評定出席者を臈次順に記す。その記載はそれなりに厳密で、順を違えた場合、正しい箇所に挿入符が記され、その位置に移すという意味を込め、僧名の右肩に線状の記号（合点ではない）が付される。だが、子細に検討すると、稀に臈次順を間違ったままにしたり、改名した寺僧の旧名を誤って記している場合もある。書記でもある奉行は、交名の末尾に名を載せる。評定の内容が記されないときでも、月日と交名だけは必ず記される。僧の出欠は評定得分の配分と関係するため、正確が期されたのであろう。

各年度の引付は、基本的にその年の奉行によって書かれるため、筆跡はほぼ同一だが、たまに別人が代理として記していることもある。逆に、明らかに奉行の筆跡ながら、出席者の交名に奉行の名がない場合も稀にある。

実際に評定が行われたのち、いつ引付が書記されるのかは詳らかではない。明らかに評定当日よりあとに書かれた記事もある。鎮守引付寛正六年八月二〇日条（ね九号）には、同日の評定で山城守護との交渉を決定したのち、二一・二二日に守護方と接触した経緯まで記録されている。また、後日の追記もまま見られる。寛正四年十一月二二日条（ね六号）では、上久世荘地下からの井料加増要求に対し、一石を追加し、場合によってはさらに一石を給付する（それ以上は妥協しない）と議決した旨が記されているが、後者の一石分について合点が記され、後筆で「不遣」と注記されている。結局交渉の結果ここまで支出せずに済んだため、引付に追記されたのである。

鎮守方においては、供僧の任免、供料の配分、仏事（毎月の大般若経転読、八月の放生会理趣三昧など）の担当割り振りなどの事項が審議されるが、もっとも比重が大きいのが、上下久世荘の所務についてである。年貢減免、井料

下行、段銭徴収などについて、地下とのなまなましいやりとりが鎮守引付には記録されており、惣村による民衆闘争の典型として注目されてきた（研究史は、高木純一『中世後期の京郊莊園村落』（吉川弘文館、二〇二二）参照）。膨大な量の鎮守引付が未翻刻であることが研究上ひとつの障害であったが、『大日本古文書』によってね函の引付が翻刻されることで、その改善が期待できる。

本冊の収録範囲は、ほぼ応仁・文明の乱の時期と重なる。当該期の上下久世荘の動向は、上島有『京郊莊園村落の研究』（塙書房、一九七〇）や、酒井紀美『応仁の乱と在地社会』（同成社、二〇一一）などにくわしい。本冊で翻刻した鎮守引付は、当該期の久世荘含む山城西岡地域の動静をうかがう好個の史料であるから、内容を追いつながら、この地域の応仁・文明の乱について概観しておこう。

文正三年（一四六七。三月に応仁に改元）正月の上御霊社の戦いで乱が勃発し、諸将は京都に軍勢を集める。西岡の侍衆は東軍の細川方についており、京の出入り口である西岡で西軍の上洛を阻止する役目を負っていた。応仁元年六月一三日には幕府奉行人奉書によって西軍・畠山義就方の上洛の阻止が命じられる。一方、西軍方の管領・斯波義廉はそれを非難し、西岡地下人の処罰を東軍に命じている（以上、ね一〇号）。また、同年八月下旬からは、両軍からの兵糧米賦課や半済が行われるようになり、寺家はその免除獲得に奔走する。免除獲得の費用は莫大であり、それをまかなうため、鎮守方の諸給分の四分の一を召し上げることとなった。宮仕や雑掌など公人はこれに猛反発する（以上、ね一一号）。一方、この年の下久世荘の年貢算用状が現存しており（を三二一号）、ひとまず年貢収取は無事に行われた。

応仁三年になると、戦闘の舞台は洛中から京都近郊に移り、東軍西軍双方が山城諸領への半済を試みる状況となる。また、西軍の畠山義就は山城守護を自称するようになった。西岡でも両軍の衝突が激化する。八月には、東軍方の山城守護・山名是豊の一族である山名右馬助（『応仁乱消息』では右馬助豊熙と所見）が下久世荘に着陣した。一〇月初旬には、西軍方の攻勢で、上久世荘は放火され、蒔田が行われた。これにより細川被官である公文代・寒川光康らは逃げ落ち、寒川以前の公文である真板（舞田）氏が西軍に乗じ

て入部する。しかしその月の下旬には寒川が反撃し、真板を追って上久世に再入部する。このように、現地勢力と結びついた両軍の一進一退で応仁二年は暮れていった。この年分の上下久世荘の年貢収納は、できなかったようである(以上、ね一二号)。

応仁三年(四月に文明に改元)は状況が大きく変わる。四月二二日、東軍の拠点だった「谷陣」が陥落し(「野田泰忠軍忠状」尊経閣文庫所蔵)、西岡地域における西軍の軍事的優位が確定した。以後、鎮守引付で「守護方」と称されるのは、基本的に西軍山城守護の畠山義就の勢力となる。同時期には、堀の造作や竹木の進上などが畠山方から命じられるようになる。この窓口になっているのは、内衆の遊佐越中守盛貞であり、山城の軍政を担当していたようである。以後も東寺との交渉で多く所見する。

文明元年の「廿一口方評定引付」(「東寺百合文書」天地三七)や新出の「学衆方評定引付」(東寺所蔵)をみると、この年の六月ごろから、上野荘、拝師荘、竹田荘散在田地、御灯田、八条院町など、東寺の山城諸領を畠山方の武士が占拠し、半済取得のため指出を地下に要求している。畠山義就が山城諸領を半済のかたちで配下に配分した状況が読みとれる。上久世荘に関していえば、四月の「谷陣」陥落と同時に真板が再入部するも、六月には畠山義就内衆の遊佐五郎就家(人名比定は、馬部隆弘「畠山家における奉書の展開と木沢家の出自」〔同「戦国期細川権力の研究」吉川弘文館、二〇一八、初出二〇一七〕に従った)が公文職を知行するようになる。鎮守引付文明元年六月二一日条(ね一二号)に、「遊佐方」(就家カ)へ、「公文職御知行目出度候」の旨を伝えると記述されており、上島有が指摘するように、この前後に就家へ上久世荘公文職があてられたのであろう。公文代には和仁某が、又代官には窪某が就任した。これにより、上久世荘はほとんど東寺の支配を離れることとなり、畠山義就の河内下向まで年貢収納は実現しなかった。

寺家は山城諸領の回復を期して、畠山方にさまざまなにはたらきかける。上久世荘については、遊佐就家方と直接交渉するとともに、前述の遊佐盛貞や、畠山義就(窓口は豊岡某など。なお義就の河内下向後に河内三奉行のひとつとして豊岡慶綱が所見するが、彼と同人か、あるいは一族であろう)に訴訟する。八月には、山城諸領の件についてはまとめて義就に訴訟し、惣免除を

獲得する方針となる(「廿一口方評定引付」)。九月二八日、寺僧らが義就と対面し、「惣寺領」の「免許」を獲得した(ね一二号)。文面は伝わっていないが、寺領すべての半済免除を認めた奉書だったようであり、以後の畠山方との交渉の根拠となった。一方、この免除獲得のため莫大な礼銭(一献分)を支払っており、礼銭料足の算用状によれば、支出は一四三貫五三〇文に昇った(「東寺百合文書」カ一四七)。礼銭の費用は寺領に賦課され、今度は寺家がその徴収に努める番となるが、結局その徴収も現地を占拠する畠山方の武士の協力なしには実現できず、さらに交渉が行われることとなる。

寺領惣免除を得た寺家は、上久世荘の年貢直務(直接の収納)に向けて動き出すが、遊佐就家方も公文職として年貢を収納しようとする。上久世荘の慣行上年貢収納を行うのは公文か否か、百姓らも巻き込んで畠山義就のもとで相論となった。義就のもとに寺僧が列参することもあったが、効果ははかばかしくなかったようである。

一方、文明元年の十一月ごろには、西岡諸本所領の四分一を足輕に給付すると畠山方が宣言し、下久世の侍衆に与えるため年貢・公事銭の四分一が引かれることとなる。またこれと並行して、下久世荘に上郷(上野郷とも)なる武士が入り込み、年貢の一部を押し取ろうとしてくる。このふたつの措置に当然寺家は抵抗するが、結局四分一給として五石を支給することとし、他方、上郷が差し押さえた年貢を寺家に取り戻すため、礼銭支払いに応じることとなった。寺家が礼銭を五貫文送ったところ、年貢米の半分(七石分)しか引き渡さなかったため、さらに五貫文を支出してすべてを回収しようとしている。上郷の行為はゆすり・たかりの類であるが、たかりにも奇妙な計量性が生まれていた(以上、ね一三号)。文明元年の下久世荘算用状によれば、年貢総額五九石余のうち、足輕四分一給として五石が、上郷への支出として一四石が割かれている(へ一五四号)。

文明二年後半には、上久世荘又代官・窪の協力和遊佐盛貞の同意のもと、遊佐就家との交渉が行われる。就家は、畠山政長方と交戦するべく河内に在陣していたため、寺家は使者を河内に遣わすが、特に成果は得られなかった(ね一四号)。翌年も窪を通じた河内の就家との交渉が議題に上がるが、もはや望みはないとして使者を派遣することはなされなかった。このように、武

家の押領を受けると、別の武家が助け舟を出してやるのがまま見えるが、これも札銭目当てなのであろう。結局、あの手この手で本所が食い物にされている状況がうかがえる。下久世荘の方もさらに状況は悪化する。文明三年には山城諸荘に半済が課される事態となり、畠山方から下久世荘の指出が直接取られ、収奪が強化されている。かくして鎮守方の久世荘支配は、上久世が収納不可能な中、下久世の年貢・公事銭から足輕四分一給と半済分を引いたわずかな部分に依存する、末期的な状態に陥った（以上、ね一五号）。

このような状況下で、鎮守方の活動は衰退していく。久世給主への得分支配はなくなり（ね一四号）、応仁三年から毎月朔日におこなわれてきた久世荘無為のための臨時祈祷や、鎮守の阿弥陀三昧は、文明三年の末には停止された（ね一五号）。文明五年二月三日には、鎮守八幡宮の内陣に盗人が侵入するという前代未聞の事件も起こる（ね一六号）。寺僧や公人は京都を離れがちとなり、鎮守方の定数三十も埋まらなくなったため、鎮守方の根本仏事である大般若經転読の結番も問題になっていく（ね一七号）。文明九年には、鎮守の法華經・仁王經は盗難にあつており、残る大般若經と金光明最勝王經も危険であるため、鎮守では本地供のみを行い、大般若經転読の所役は本寺で勤めることとなった（ね二〇号）。

文明六年に細川政元と山名政豊とのあいだで和睦が成立し、乱終息の機運が高まる。西軍の主戦派だった畠山義就も、文明九年に河内へ下向することとなった。八月一七日、京都を離れるにあたり、義就は東寺の鎮守八幡宮に参詣し、願文を捧げている。義就下向を受けた寺家はさっそく押領されていた山城寺領の回復に動き出し、上下久世荘の支配の再建にも取り組むのであった（ね二一号）。

（例言三頁、目次二頁、本文二七二頁、文書番号対照表一頁、本体価格八、五〇〇円）

『大日本古文書家わけ十八 東大寺文書之二十五』出版報告

東大寺図書館架蔵東大寺未成卷文書1・24・550から同733および、それに接続・遠藤基郎

セットとなる他架、寺外所在文書を含め、二・三二点を収めた。時代は奈良時代から江戸前期に及ぶ。1・24架（雑荘）は第二十二冊から続く、この間の本所報での出版物紹介でも述べたように多種多様な文書がなかば順不同で混在する。1・24架末尾は756であり、その全体像が判明しつつあるので、ごくごく粗い解説を行う。

（一）

1・24以前の1・1から23までは、荘園・末寺ごとの分類が施され、後半にゆくに従い、分類単位内の文書点数が少なくなる傾向があった。1・24は、独立した分類単位とするには至らない文書点数の少ないものの集まりとして設定されたと推測される。大和国内諸荘園・山城光明山寺・紀伊木本荘・下野薬師寺・備前野田荘・備前久富三楽両名・周防宮野荘などがそれで、番号の若い部分に比較的集まっている。

また複数の荘園記事があるためにこれ以前の架に分類しにくく便宜的にここに収めたと思われるものもある。典型は鎌倉後期の興福寺造宮土打・段米役に関わる史料である。

それ以降の後半は、荘園関係と思われるものの荘園名不明であったものが、ほぼ時代・荘園別を考慮せずに混在している状態である。

その中には、本来、1・23以前に分類されるべきものが少なくない。目立つものとしては、蒲御厨・周防国衙領などがある。室町中期（文安・寛正）の戒壇院油倉関係文書も多い印象がある。無年号や断簡、当然ながら荘園名など無記載のもの、また読解が容易でない書状が多い。これらは一九七〇年代以後の自治体史によって、多くが帰属すべき荘園関係文書として紹介されているものが多く、今回の編纂もその達成によっているが翻刻・年次比定などより精確となるよう心がけた。

この後半部分には平安時代の大和諸荘文書が比較的目立つ。『平安遺文』未収のものも多く、貴重ではあるが、無年号かつ難解なものが少なくない。

東大寺文書中にはここだけしかない荘園のものもあって、いわば木簡分析に近い困難さを伴うと思われる。今後の丁寧な検討が望まれる。

さらに末尾にいたると明らかに形状で分類した形跡もあって、次冊の掲載予定の文書はほとんどが袋綴装冊子体となる。

おそらく、1-24後半と次の1-25(雑)は、当初は一旦保留して、改めて検討を加えて適切に配置し直す心積もりの「固まり」だったのだろう。ただし諸事情によりそのまま凍結されたものと推測される。一万点以上におよぶ雑多な文書群である未成巻文書にあつては、やむを得ない事態であるが、そもそも大正時代に中村直勝氏が整理に着手した時点で、それまでの長い時間の経過中に、甚大な原状破壊が行われた故とも思われる。

その意味では、『大日本古文書』編纂は整理作業を継承しているとも言える訳で、中村整理以後の研究成果の上に募って、さらに精査してその完成に近づいていることになる。蝸牛のごとき遅さではあるが、本編纂事業の意義がここに見いだせようか。

なお、この「再整理作業」を進める上で、史料編纂所の古文書目録ユニオンカタログデータベース・古文書フルテキストデータベースは不可欠であった。データベース導入以前の編纂担当者の手書きカードでは果たし得ないデータ量と処理速度によって、効率的な内容判定が達成できなかったからである。もちろんそこにいるコンテンツの拡充は編纂と平行して編纂担当者が行ってきたものでもあるが、システムを維持する本所情報支援室および所外協力企業にはこの場を借りて謝意を表するものである。

(二)

次にこれまでの史料集で未刊行のものを中心にいくつかを選んで、時代順で内容を紹介する。

大和春日荘(二四一八号)

寛弘九年(一〇一二) 東大寺前別当雅慶書状の一点で、すでに赤松俊秀「東大寺領大和国春日荘について」(『古代中世社会経済史研究』法蔵館、二〇一二年)や『平安遺文』にもほとんど掲載済みのものであるが、わずかだが新規翻刻や新たな接続復元があり、また日付不詳・宛所不詳については、赤松論文も参考に内容から比定を試み、それに基づき日付順に配列することで、利用の便とした。

免田群としての東大寺領春日荘は、雅慶の院家領今木荘の中にあつて、両荘で係争地をめぐる相論が発生した。当初、両者は、現地の郡司・刀祢を交えて問題解決を試みたようだが、途中から東大寺側が朝廷に訴え出たと考え

られる。実際には東大寺からの愁状や朝廷からの裁許文書があつたのだろうが、現在それらは残っていない。そのため詳細は不明である。ただ本書状を丁寧に読み込むことで、この時期の土地相論の解決方法を考察することも可能だろう。また係争地は本来菟足神社の領地で雅慶に寄進されたことから、菟足神社社司が神祇官に訴え出たとおぼしい記述もあり、より多くの情報を引き出せるように感じられる。

相論相手でもある東大寺別当宛のものが多く、そのため東大寺文書に残されたと考えられるが、宛所から仲裁役の朝廷臣宛であることが明らかなの一点、内容よりそう判断すべきものの三点があつて困惑する。あるいは仲裁役の廷臣から相論相手東大寺別当に渡された可能性もあろうか。

山城玉井荘(二四一一・二三三八号)

二つの書状の発給者である善算は、天喜年間(一〇五〇年代)の東大寺別当醍醐寺僧覚源のもとで三綱都維那として寺内の要職を勤めた僧侶。東大寺文書中の封戸関係文書(返抄・書状)などの差出として見える。善算の草名は難読であるが、関係文書を参考に判読したものである。

二三三八号に「当国守御書代山城介」とあること、そしてやや時期に難があるが年末詳四月十九日付善算申状(1-25165)で、善算が「玉井荘」案件を取り扱っていることから、本荘に比定した。

内容は、湖江殿荘と橘荘の寄人と玉井荘との相論である。本冊掲載以外の関連文書も含め全体に目を通すと、両寄人は東大寺別当から返抄を受け取っていることを根拠に、玉井荘内田地の請負の事実を主張した。しかし玉井荘現地荘司はこれを否定した。両荘荘園領主は「卿殿」「弁殿」と呼ばれる廷臣であり、ことは朝廷に持ち込まれ、実検のため官使が現地に下されたが寄人が乱暴に及んだ、という筋書きらしい。

別当覚源在任期間の東大寺文書は残存数が恵まれる。前述の封戸関係以外にも、伊賀黒田荘・美濃大井荘・山城玉井荘関係があり、さらに寺内法会経営文書(注文・切符など)も見え、多彩である。本来、業務完了後に廃棄された可能性が高いものも残されたと見るべきで、その関係でこのふたつの文書も残ったものであろう。いわば別当覚源の執行部手元文書となる。覚源が寺外別当であつたことが関係しているかもしれない。

近江愛智荘（二四九八号）

永承七年（一〇五二）と翌年の坪付注進状である。『平安遺文』掲載済みで、さらに坂本賞三『日本王朝国家体制論』第一章第二節（東京大学出版会、一九七二年）で接続復元も果たしている。本冊ではより原本のレイアウトを活かした組みとすること、合点（朱・墨）も記載すること、読みの修正などで再現性を高めるよう心がけた。

この文書の特徴は複数の筆跡がある点で、これについてもすでに坂本論文で、元興寺・国守・国衛田所、そして元興寺、という文書の移動と利用を反映していることが指摘されている。按文では、墨の重なり順、余白書き込みの可能性などを勘案して、筆跡の順は説明したが、おおよそ坂本論文の理解と一致する。なお坂本論文は、（一）号の作人名の細字朱書を元興寺側の筆とするものの、朱書は国衛、墨書は元興寺という原則を想定すると別の解釈の余地があるのかもしれない。

大和広岡郷（二四〇三号）

寛喜元年（一二二九）訴人東大寺領手搔（転害）郷民と、論人興福寺一乘院領広岡郷民との相論文書である。手搔（転害）郷は現在の手貝町あたりで東大寺境内西側に隣接する。一方、広岡郷はさらにその西側に隣接し現在の法蓮町あたりである。

この文書は、その大変個性的な筆跡から年預五師祐承による案と土代と判明する（古文書手鑑稿のくち葉文書）。同筆の案・土代としては、他に『大日本古文書東大寺文書』既刊一八六一・一四八一・一一九二号にその可能性がある。祐承の筆跡は、通常の文字の崩しとは異なる個性的なもので、判読に慣れを要する。加えて本号文書は虫損が激しいばかりか、堅牢性を優先した近年の料紙修補繕いにより、さらに判読が困難となつてしまった。したがって今後の研究によつては、さらに精確な読みが可能となる余地も多分に残している。

この相論の関連文書は他に（寛喜元年？）四月十三日東大寺年預五師某書状（4-142、これも祐承筆）があるだけで、それも断片的な欠損文書のため、そもそもなにが争点であるかさえわかりにくい。とりあえずのたたき台として、一案を提示する。

この地域を流れる佐保川流域は東大寺領河上荘があつて、その作人には興福寺領住人等もあり、広岡郷郷民も含まれていた。争点は広岡郷民が負担する水利利用料であり、広岡側は「三升米」を進納したので利用のための義務を果たしたとするのに対して、手搔側はそれだけでなく「盛井料酒」をも要求した。広岡が拒否したために、対抗措置として手搔側は用水口を閉鎖し、かつ東大寺に広岡は違法であると訴えた。自領領民を支持しようとする東大寺に不服な広岡は、興福寺公文所での審議を求めるが、東大寺はそれを阻もうとした。

興福寺土打・段米関係大和諸荘（二四一九・二四四二号）

鎌倉後期大和では、興福寺による堂舎再建用途として課される土打人夫役と段米が問題となつていった。大和に多くの荘園を領する東大寺はその免除に苦慮しており、前述の通り1-24架には関係文書がある。本号はその一部である。

正応二年（一二八九）の二四一九号は、散逸していた第二紙との接続復元をしたことで、年号と樺本荘の百姓申状であることが確定できた。

興福寺に対して土打役負担を約束してしまった荘民は、それを正直に領主東大寺に伝え弁明をする。すなわち、現地での執拗な興福寺使者の要求に屈せざるを得なかったこと、また直接、東大寺に赴くべきだが、興福寺使者の対応に「くたびれ」、やむを得ず書面ですませたことを詫びている。その上で「百姓安堵」できるように取りはからつて下さい、と末尾をしめ、さらに追而書で、「現地での興福寺の厳しい催促はとてもやりきれない」と泣き落としに及ぶ。免除のために東大寺は、興福寺や朝廷宛に様々な書面をもって交渉・訴願をしている。その背景には、領主としての財源保全ということもあるが、領主たるもの、こうした荘園現地の声に応える責任があるという事情もあつただろう。

嘉元四年（一一三〇六）の二四四二号は、役を課す当事者である興福寺大乗院・一乘院への申し入れの草案（土代）であり、紙背側が第一次草案で推敲のための抹消と書き込みが激しい。表は実際に使用されたものの下書きである。なおこの時は、土打役問題だけでなく、一乘院領住民による東大寺領大和小東荘年貢対捍問題もあつて、その記述もある。土打役は、紙背での加筆

内容がほぼ表側にもあるが、小東荘は全面改定となっている。書きぶりの大幅な変更の理由が気になるところではある。

ただこの直接交渉はうまくいかず結局、東大寺は朝廷に訴え出ることになった。それが二四三六号である（『鎌倉遺文』掲載済み）。これも表文書・紙背文書があつて、紙背文書は年預五師円信書状（正文）で、朝廷側の窓口の公卿（造東大寺長官）は一筋縄ではない曲者であるので、朝廷の事情に詳しい東大寺別当聖忠側で東大寺衆徒申状などの下書きを書いて、こちらに送ってほしい、との依頼である。裏側はそれに応じて、別当側が書状の紙背に草案を書いたものであろう。

山城銭司莊（二三八七・二四八二号）

東大寺尊勝院領莊園で、正応元（一二八八）～五年、延慶三年（一二三〇）頃の二群が、筒井寛秀氏所蔵と1124の中に分散して伝存する。すでに『賀茂町史』に翻刻はあるが年未詳とされており、今回年次を正応五年に比定したのであえて触れる。

関連文書によって経緯を説明すると、ある笠置寺僧が買った荘内田畠につき相論が発生、その相論相手に領家東大寺尊勝院が領有権を認めてしまう。正応二年に笠置寺は寺僧の代わって、東大寺惣寺に対して尊勝院の決定を取り消させるよう訴え出た。その時点の笠置寺側の担当者も目代定算であつた。本冊掲載の文書二点は共に差出は笠置寺一和尚永盛で、かつ二三八七号に、訴訟が開始され「両三年」経過したがいまだ解決していないとあるから、訴訟開始の正応二年から三年後の正応五年に比定した。二四八二号は、笠置寺の苛立ちが吐露されている。すわなち、四月には、裁許が出ないなら東大寺八幡宮法華八講を欠席すると抗議したところ、東大寺より出席したら速やかに解決のために動くといわれそれを信じて勤仕した。にもかかわらず、十月になつても音沙汰なし。もはや、本末関係を解消する。当然ながら秋の八講も参加しない、と。

なお前冊二四冊第二二一九号は正応五年に比定したが、目代定算が差出であるから、正応二年に改める。

大仏殿燈油聖関係大和東喜殿莊（二四六一・二・五号・二三七三・二四六三号）
大仏殿常燈のための燈油料を調達するのは本来、御油目代の役目であつた

が、鎌倉中期から燈油聖による勧進行為その他で賄われるようなり、免田が所領として設定された。燈油聖関連文書は117架（『大日本古文書東大寺文書之二十一』）に集められているが、そこから漏れたものが本冊にはある。

二四六一・二・五号は、永仁三（一二九五）・四・五年の作人からの納帳（上納帳簿記録）である。もつとも詳細なのは永仁三年のもので、筆跡から第一次（面積・地主・作人）、第二次（納入米高）、第三次（地主・作人の交替・付加情報）などに区別ができる。第一・二次は永仁三年段階で、第三次は永仁四年以降と思われる。永仁四年納帳は、地主・面積・作人・納入代銭高と時期の記載で、ほとんど同内容だが、納入が御油目代被官の出納である場合は、その旨を記しているのが異なる。永仁五年納帳では納入代銭高と作人だけとなり、納入状況はかなり悪くなっている。ここでも出納への納入について言及する。

この時期に比定される燈油聖宛の東喜殿莊沙汰人の書状が二三七三号である。燈油目代系の出納が本来の取り分を超えて作人から米を取っているために、燈油聖分の納銭が減少している状況を述べている。また前述の納帳に見える作人についての言及がある。沙汰人は照合作業用に「御納所の御引付の案文」の下付を求めているなど、前述の帳簿との関連性が明白である。三点の帳簿は、ここで要求された「引付」そのものないし、それに類するものであろう。

なお納帳に名前の見える二人の作人（鶴熊三郎・新三郎）の押書が、既刊分の一五八三号にあつて、いずれも出納帳に上納済みであることを報告する。鶴熊三郎分については、同様の内容が今回の納帳にも見える。押書については未来のことを約束する場合もあるが、これらは明らかに過去の事実の確認書（念書）である。蛇足であるが触れておく。

二四六三号は時期が下る南北朝期のものである。内容は、東喜殿莊の地主・百姓による未進が累積されているため、東大寺惣寺がその解決を取り組むことになり、燈油納所に協力して現地の小山下司が百姓らに催促することを要求している。

時期比定に誤りがあつた。小山下司宛の文書は既刊二十一冊に至徳年間（一三八四～八六）のものが複数あり、これによって南北朝後期に比定した。

しかし、内容的には文和二年（一三五二）の大仏殿燈油料所未進押領人交名『大日本古文書東大寺文書別集一』（一〇九号）こそ合致するので、同年に修正する。これにより本号の差出である燈油納所は燈油聖性恵となる。

この文和二年の未進交名によれば、建武五年から一五年間未進累積状態にあり、本冊二四一二号はその期間中康永三年分の進納状況を示す。数値に概ね矛盾はないことが確認される。

御油目代関連大和高殿荘（二四九五号）

燈油聖の説明でのべたように、平安時代以来御油目代が東大寺の燈油業務を扱った。燈油聖が登場した後も、御油目代の活動は見えており、鎌倉後期から南北朝期は併存状態にあったと考えられる。

二四九五号は、二点の文書が継がれたもので、（一）紙背の勘返状は、料所高殿荘につき、東大寺別当に朝廷への提訴をお願いする御油目代正文で、まずは相論側領主の興福寺東北院に申し入れてからの御油目代回答が書き込まれている。そして（二）表は、別当からの要求を入れて、現地への違反停止の告知をした旨の東北院の書状の写である。おそらく紙背の文書を返す際に、別当側で書き込んだものであろう。

（二）は東大寺別当房官宛の御油目代の書状案で、（一）と関連する内容である。これを、元亨二年（一二三二）に比定したのは誤りで、翌元亨三年に修正する。本文中に「去年十一月之比」に東北院に伝えた結果、下知がだされた点とある点を見落としたためである。その下知にも関わらず解決しなかったため、再度別当から東北院に申し入れてほしいと要求している。

戒壇油倉関係（二四七二・二四七四・二三五八号他）

本冊には室町中期の時期の戒壇院油倉の文書が多い。『静岡県史』翻刻刊行済の遠江蒲御厨関係文書はその代表である。未翻刻では、播磨大部荘関係があつて、領家方政所から荘内井料について公文方政所への連絡（二四七四号）、影響力のあった守護山名被官垣屋氏よりの礼状（二三五八号）などがある。

その他、幕府奉行人の飯尾貞元が油倉より借り入れをしている二三六〇号は、周防国衛領などの年貢を資本とした油倉の金融活動に関わる。なお年行事仙通書状（二三七八号）は、前欠部分の所在は確認したもの、編者の準

備不足により翻刻が適わなかった。前欠部と合わせると、和与米のことで東大寺側と相論があつたが解決に至ったことがわかる。また差出は周防阿弥陀寺の年行事と見てよいだろう。

東大寺八幡宮二季講問結解状（二四九三号）

永正五年（一五〇八）より永禄六年（一五六三）までの東大寺八幡宮での二季講問結解状（決算書）である。すでに『山口県史』に翻刻もあるが、現在散逸している合計四点分の断簡を復元し補った部分がある。

右端にもと題籤軸があつたと考えられ、料紙を順次左側に追加する方式であつた。つまり通常の左端から右方向の巻きとは逆の右端から左方向で巻き込まれていたことになる。順次追加するためには合理的な方法である。担当の学侶年預交代によって、筆跡の変化が確認される。

本行事は、夏と秋（ないし春と冬）の年二回学侶方主催で法華経を講問（質疑による修学行為）するものである。ただし本号によれば実際には年一回しかないこともあつた。開始の永正五年はその三月に講堂とその廻りの三面僧房が焼失する大火があつた。これ以前も同様の結解状があつたであろうが、その際に焼失したものであろう。

財源は「地子方」・長洲荘間方・周防仁井令の年貢であり、「地子方」は学侶方領有のおそらくは東大寺近隣の零細な田畠・屋敷の地子収入を管理する納所をさす。前二者の上納額にあまり変化はないが、仁井令は天文二十年代（二五五〇年代前半）以後に大幅に減額し、中断期間もある。

周防国衛領（二四八四号）

一五架周防国衛領から漏れた文書が1・24には多い。本号はすでに『山口県史』に年未詳の年預五師某書状案として収められるものだが、筆跡が永正二年（一五〇五）の年預五師秀海と一致すること、本文中の周防樞野荘の返還については、永正六年に周防の大内氏と東大寺の交渉が確認されること（『大日本史料』九編第一冊九六〇頁）などから、永正六年の年預五師秀海の書状案とした。大内の周防国衛押領により同五年十二月に東大寺堂舎閉門のあつたこととその後の交渉は「實隆公記」で知られるが、それを補う文書である。

天正六年大仏殿左手鑄造関係(二五〇八号)

周知のように永禄十年(一五六七)十月に松永久秀方と三好三人衆方との合戦に巻き込まれ、大仏は焼失した。再生事業が着手されたものの長く仮修理の状態に留まった。遅々として再鑄造が進まない中、途中、天正六(一五七八)・八年に左右の手が再鑄造された(前田泰次『東大寺大仏の研究』岩波書店、一九九七年)。

その関連文書は東大寺文書中の1-24・1-25・3-10架にある。鑄物師・番匠・鍛冶・杣工・人夫へ支給された代米を請求した伝票の類である。実際には差出人が立替支給した分を請求したものと推測される。

本二五〇八号はそのひとつで、三五点の切紙からなる。鑄物師・人夫方のもので占められ、差出人は鑄物師棟梁の吹屋(釜屋とも)弥左衛門久重と、その手下(加用人)である教藏(「キウ」「キヤウ」もか)であり、本文には、鑄物師・人夫名・代米高・日付などが記載される。支給代米の合計記載には朱合点があるが、おそらく、宛先である上生院(浄実)によるもので、差出人への支払い済み確認を示す。浄実は大仏殿燈油納所(3-10-858)であったから、同納所の管理する米から下行したものと推測される。

本号には、一点だけ鍛冶方についてのもの(二七)があり、その差出は寺内組織のひとつ穀屋、宛先は奉行人衆である。おそらく上生院(浄実)は奉行人衆のひとりでもあったのだろう。鑄物師方と鍛冶方との違いは不明である。

また三五点のほとんどは無年号であるために、天正六年ではなく八年の可能性も多分に残すものの、今回は現状の一括文書が原状に由来するであろうと判断し、天正六年の年紀のみあることから、それに従った。次冊には番匠方関連の文書を掲載する予定であるから、先程の各方間の違いとあわせて、年号比定も改めて課題となる。

官家方関係(二五一〇号)

「官家」は「高貴な家」という意味であり、安土桃山期・江戸時代の東大寺史料には「官家沙汰人」の史料がある。幕府以下の武家とのつきあい(贈答など)を担当する渉外の役目であった。本号は天正十七年(一五八九)の結解状(勘定書)で「官家方」の初見史料である。帳簿には関白秀吉、郡山城主豊臣秀長への贈答支出などの記載がある。秀長家臣の名前も見えている。

この時期の豊臣方による大和支配を考える素材ともなろう。ただ、いくつかは人物比定を果たせなかった。今後の研究によって明らかとなることを期したい。また各方面に派遣された使者の宿泊費記載があるのも興味深い。

なお発給者は沙汰人衆六名である。沙汰人衆という呼称は、天文年間終わり頃から見え、天正年間には周防国衛領関係文書で多数確認される。これらの沙汰人衆が官家方沙汰人衆とどう関わるのかは今後の課題であろう。

(三)

以上、平安から安土桃山期の文書のいくつかを紹介した。なお本冊では、従来の悉皆採録方式からの変更があったことを断っておく。今回の冊では、江戸時代の帳簿類で省略したものがある。具体的には河上八箇名算勘帳(1-24-711-732)である。比較的内容が単純であり、かつ古文書ユニオンカタログデータベースで影写本画像が公開され、近世史研究者にとって判読は容易と判断した。一部利用者には不便をかけることとなるが、難解な中世文書の翻刻を優先したためであり、ご理解賜りたい。

また今回の内容紹介中でも刊本の修正は提示したが、他に気づいたものを追加しておく。二四一三号大和権守在原貞広書状は、「応保二年の可能性もある」としたが、単純なミスであり撤回する。二四二二号興福寺沙汰衆等書状は、文正元年のものであろう(3-12-229参照)。多数の誤りは編纂担当者不注意によるものであり、利用者に迷惑をかけたことをお詫びするとともに、今後こうしたことのないように努めたい。

最後に重ねての案内にはなるが、『大日本古文書東大寺文書』は、史料編纂所の関連データベースを併用することで、その研究資源としての効能は発揮される。そのためのデータベース整備にも心がけており、データベースの利用をお願いしたい。なお本冊は、JSPS18H03583による調査成果を反映している。

(例言四頁、目次一八頁、本文三一六頁、花押一覧九葉、本体価格九、六〇〇円)

『大日本古記録 薩戒記 七』出版報告

遠藤珠紀

本冊は『薩戒記』の最終冊となる。嘉吉元年七月記・文安四年九月記、本文補遺、および付載として解題・定親関係系図・略年譜・索引を収めた。

記主中山定親は四一歳から四七歳の時期にあたる。官位は従二位参議・左中将から、嘉吉元年（一四四一）一二月に権中納言、嘉吉三年三月に権大納言に昇り、六月に彈正尹を兼ねた。参議（兼左中将）在任は、応永二八年（一四一一）以来二〇数年に及び、嘉吉元年八月一六日条には、老に及び宰相中将であるのは見苦しいとして辞任を申し出る記事が見える。文安三年（一四四六）正二位に昇叙され、四月に権大納言を辞した。『薩戒記』は現在文安四年まで確認されているが、翌文安五年六月に病のため出家し、法名を祐繁と号した。長祿三年（一四五九）九月一七日に五九歳で死去する。

本冊の主な底本および内容を紹介する。嘉吉元年八月記は、京都大学附属図書館菊亭文庫に自筆原本が残されている。本記は具注暦を用いた暦記であるが、多くの日で、暦を切断して、別紙を貼り継いだ日記となっている。ただし貼継紙は冒頭に「八月一日」「二日」など日付が書かれ、貼継紙の中で完結した独立した記事になっている。さらに貼継紙に用いられた紙の紙背文書を見ると、同一の紙が切断され、連続する異なる日（例えば二七日条・二八日条・二九日条など）に用いられる場合、また内容は続くにもかかわらず、複数の細い紙が貼継がれている場合がある。おそらく元来は、暦記と別に紙を継いで作成していた記録を、ある段階で切り、暦に貼継いでいったと推測される。これは嘉吉三年六月記も同様である。

嘉吉元年六月二四日、將軍足利義教が横死した（嘉吉の変）。『薩戒記』には事件直後の記事が残っていないが、八月記には赤松満祐追討のための論旨・旗の下賜の差配や、義教息の足利千也茶丸の叙爵など、関連する記事が多く見える。千也茶丸の成人名についても検討され、庶流に同名のものがいるという難点はあるが（仁木義勝か）、義勝と定められた。適当な名がなく、「義」の字を用いなくても良いのではとの議論も出ており、興味深い。義勝を補佐する細川持之は、「当時管領也、近來以執事号管領也」と記されている（八月

月一九日条）。

定親は、日々武家と談合をしたり、後花園天皇に様々なことを奏聞し、差配している。そうした中で、この頃足利義勝の母裏松重子の口入がしばしば行われている様子も窺われる（嘉吉元年八月二日条、嘉吉二年七月七日・二三日条）。また日記には、伝奏として奏聞した内容を記した奏事目録が多数貼り継がれている。奏事目録は、通常一案件につき二通作成され、一通は天皇の許に留め置かれ、一通は申し入れた人物に返却される。『薩戒記』に貼り継がれた奏事目録は、挿入や書き直しの跡が多数見え、正本ではないと思われる。しかし先述の貼継紙と異なり、反故紙ではなく白紙が用いられている。もともとは日記とは別に記されていたのであろう。あるいは土代が手元に残っていたのかもしれない。

同年一月七日条は、東京大学史料編纂所所蔵『薩戒記』（請求記号貴一―一四）を底本とした。万里小路時房が内大臣を望む申状を定親に付して天皇に奏上したことが、時房の『建内記』同日条に見える。『薩戒記』では、この時房の申状を全文引用したうえで、その主張一二点の一つ一つに厳しい意見を記している。結果として、この時は花山院持忠が任じられ、時房の願いは叶わなかった。時房は持忠の後、文安二年に内大臣に任じられる。

嘉吉元年一二月に権中納言に昇った定親は、翌年正月五日に着陣を遂げた。その詳細な記事を「拝賀着陣直衣始等部類」（宮内庁書陵部所蔵柳原本）から収録した。

嘉吉二年七月・八月記は、東京国立博物館所蔵『薩戒記』五六冊を底本とした。これは菊亭家で作成された自筆原本の精密な臨模本で、紙の貼継の様子や、切断箇所にかかった文字の様子まで精密に写している（巻頭図版参照）。なお史料編纂所には、「中山侯爵所蔵」と注記された嘉吉二年七月一八日条（二〇日条の台紙付写真一葉（請求記号台紙付写真―一二三―七六〇）がある（中山家は明治一七年に侯爵）。この時期までは、原本が存在し、菊亭家から中山家に所蔵が移っていたことが判明する。この年も、定親が伝奏として様々な案件を処理する記事が多数見える。また定親を通さない、異なるルートでの申し入れに不快感を示している様子も見え（七月二三日条・八月四日条）、当時の政治判断の流れが窺われる。八月四日には、前管領細川頼之が

卒去した。

嘉吉三年三月に定親は権大納言に昇った。京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『雑々日次記』の中には、この権大納言任官について定親の感慨を述べた一紙がある。定親は、権中納言の中でもっとも新任であったが、超越して権大納言になった。しかし自身は参議に二年もおり、その間超越をされていること、また自分自身のことを差し置いて諸事申し沙汰してきたのは、皆知っているため、問題はない、過分の朝奨であると喜んでゐる。

六月記は、東京大学史料編纂所に自筆原本が所蔵されている。具注暦を用い、適宜切つて別紙を挿入する形で日記が記されている（巻頭図版参照）。

九月一五日条は、国立公文書館所蔵『放生会部類記 坤』から収載した。同記には「薩戒記」と注記された記事が多数引用される。ただしその中には『薩戒記』ではなく『康富記』の記事と確認できるものが多くある（日付が誤っているものも含む）。部類記の記事の性格上、記主の比定は困難であるが、本冊には「薩戒記」の注記がある記事のうち、『康富記』など同時代の記録で確認できなかった嘉吉三年九月一五日条を、「薩戒記」の可能性があるとして収めた。

現在確認される最後の年である文安四年記は、東京大学史料編纂所に三月記一卷が、京都大学附属図書館に七月記・九月記の断簡一卷ずつの原本が残されている。それまでの日次の日記と異なり、到来した職務に関する文書類やそれに対する定親の返答の控えなどを貼り継ぎ、日付などを加えた記代となっている（巻頭図版参照）。定親は翌年には病から出家しており、日記も書かなくなったのであろう。

本文補遺には、応永二五年三月から永享一年四月の一二点の記録を収めた。柳原紀光による「巖砂記」所引の応永三二年四月の記事は、賀茂祭典侍を勤めるため、典侍となる妹の名づけに関する記事である。当時の女性の名づけの様子が窺われる。

永享三年三月記は、『古事類苑』神祇部に「薩戒記（消息部類）」として収録されている記事である。『古事類苑』が典拠とした記事を写本等で見出すことができず、異例であるが『古事類苑』から収載する形を取った。永享三年の石清水臨時祭次第、と始まり、この次第は「不知何人之作、以京極中納

言定家卿有所筆本」とある。以下引用される内容は、藤原定家筆「臨時祭試楽調楽」（茶道資料館所蔵。浅野侯爵家旧蔵）と一致する。定親が参照したとされる京極中納言定家卿の本はこの史料であろう。そこで本冊での配列は、『古事類苑』での収録順ではなく、この「臨時祭試楽調楽」の記事の順とした。なお本史料については、百瀬頭永氏から多大なご教示を得た。

「永享三年御移徒覚書」は、京都府立京都学・歴史館所蔵の中山家関係文書の中に含まれている。この史料群については、松井直人氏・大田壮一郎氏による紹介がある（『等持寺八講関係史料について』『京都学・歴史館紀要』五、二〇二二年）。さらに宮内庁書陵部所蔵九条家本の中にも、定親の集積による文書群や先例が複数あることが林遼氏によって指摘されている（東京大学史料編纂所第二八九回研究発表会「室町殿主催行事」と室町殿家司・伝奏」二〇二二年七月。報告要旨が『東京大学史料編纂所報』五八、二〇二三年に収められている）。その中で本冊では、永享八年「等持寺御八講雑事」を収載した。『大日本古記録』編纂に当たっては、日次の日記的な要素を持つものを収め、行事の遂行等に関わる文書のやり取りや、符案・先例の集積は対象外としている。これらも今後定親の役割を検討する上で重要であろう。

なお本冊刊行後、以下の誤植が見つかった。例言二頁「京都大学文学部日本史研究室」、同三頁「京都大学文学研究科」をいずれも「京都大学文学研究科図書館」と改める。一九三頁本文一行目「中山定親（一四〇一―一五五九）」を「中山定親（一四〇一―一四五九）」に改める。

『大日本古記録 薩戒記』の編纂は、二〇〇〇年より開始されたが、おかげさまで八冊目となる本冊で完結となった。本冊の編纂においても、多くの方々のご助力をいただいた。改めて深謝申し上げる。

（例言三頁、目次三頁、本文一五三頁、本文補遺四五頁、解題一九頁、略系図二頁、略年譜二二頁、補訂表一三頁、索引二四頁、巻頭図版三頁、本体価格一八、〇〇〇円、岩波書店発行）

『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 譯文編之十三(下)』出版報告

松方冬子・大東敬典

本冊は、原文編之十三所収の、一六五二年一月一日(慶安四年十一月二十日)より一六五三年十一月十二日(承応二年九月二十二日)に至るオランダ東インド会社長崎商館長の公務日記のうち、一六五二年九月一日(慶安五年七月二十九日)以降を全文翻訳したものである。当該期間は上級商務員アドリアーン・ファン・デル・ブルフの任期の最後の期間及び次に商館長を務めた上級商務員フレデリック・コイエットの任期に当たる(ファン・デル・ブルフの任期の始まる一六五一年十一月一日より一六五一年十二月三十一日までについては、本書譯文編之十二に、一六五二年一月一日より一六五三年八月三十一日までについては、本書譯文編之十三(上)に、それぞれ収録した)。

本冊所収記事中、特筆すべき話題をいくつか掲げる。

オランダ東インド会社の各商館の会計帳簿は、バタヴィアを本店とする支店帳簿として作成される。トンキン商館の帳簿は、一六三七年の開設以来この時まで、日本商館の帳簿に合併されてきたが、帳簿上独立し、バタヴィアの支店帳簿となった(一六五二年九月七日条)。

一六五三年五月にオランダ東インド総督カレル・レイニールスが死去し、ヨアン・マートサイケルが後任となった。また、同年六月にニコラース・フルブルフがフォルモサ長官を退任し、かわりにコルネリス・セーザルが着任した。

オランダ船ヘクロンデ・リーフデ号がシャムのチャオプラヤ川の河口でジャンク船を襲って鹿皮三万枚と牛皮を押収した事件を、中国人が長崎奉行に訴え出た。日記の書き手である日本商館長コイエットは、シャム国王から八年前に与えられた、同王国からの皮革類輸出独占を認める特許状に基づく正当な行為であったと主張した。けれども、コイエット自身は特許状のみに依拠し、あらたに国王に願ひ出ることなく押収したことについて否定的な見解を示している(一六五三年七月十九日条、同二十日条、同二十七日条、八月二十日条、九月二十一日条、同二十八日条、十月一日条)。奉行は、オランダ人の弁明に満足せず、もし会社がシャムから鹿皮を独占的に輸出する

権利を持っているのであれば、シャム国内で会社以外の商人の仕入れを妨げるべきで、海上で中国人を襲ってはいけない、とした(同年十一月十日条)。また押収された鹿皮は長崎に送られたが、荷造りの際に十分仕分けられておらず、買い手への引き渡しに支障が生じた(同年十月二十三日条、同二十六日条)。

トンキン国王に仕える宦官オンシヤデの配下三名が、オランダ東インド会社のトンキン商館長の許可証を得てオランダ船カムベン号に便乗し、生糸などの商品を携えて来航した。彼等によれば、商品はトンキン国王とオンシヤデの所有物で、トンキン商館長に彼等と商品の輸送を無料で行うことを強要したらしい。日本商館が彼等の住居として倉庫一棟を提供し、食事の面倒を見ることとなった(一六五三年九月十五日条、同十七日条)。

台湾からは郭懷一を首謀者とする中国人農民による反乱が起きたという情報传达了(一六五三年七月十六日条、八月七日条)。

また、大陸で清朝相手に苦戦を強いられている鄭氏が、逃げ場を求めて台湾を攻略するのではないかとこの噂が書き留められている(一六五二年十一月十一日条、一六五三年七月二十七日条)。

本冊の編纂は、翻訳原稿作成を松井洋子、松方冬子、大東敬典が、編集・校正を松方冬子、大東敬典が担当して行つた。翻訳に際しては、イサベル・田中・ファンダーレン Isobel Tanaka-van Daele 氏から協力を得た。また、校正と索引作成に当たっては、久礼克季氏、古木景子氏の手を煩わせた。(例言五頁、目次三頁、図版二頁、本文二〇一頁、補注八頁、索引三五頁、本体価格九、〇〇〇円)

『日本荘園絵図聚影 釈文編四 中世三・古代補遺』出版報告

稲田奈津子・井上聡・榎原雅治・遠藤基郎・及川亘・川本慎自・菊地大樹・末柄豊・高橋慎一朗・高橋敏子・高山さやか・谷昭佳・鶴田啓・藤原重雄・前川祐一郎・村井祐樹・村岡ゆかり・山口英男・山家浩樹

本冊は、釈文図・解説からなる『日本荘園絵図聚影 釈文編』の最終冊で

ある。収録した絵図は、紀伊・播磨・但馬以西の地域に所在する中世の荘園及び寺社の絵図、合計四六点である。おおむね本編の近畿三（伊勢を除く）と西日本一、二・補遺に収録した絵図に対応する。本編との対照表は解説編の末尾に示した。併せて本冊には、本編の補遺として古代一点、中世八点（所蔵者五件）の絵図について、写真図版とともに釈文図・解説を取めた。これらの一覧は『画像史料解析センター通信』一〇四号に掲載した。

絵図の名称を本編から改めた場合が若干あり、それらを左に列記する（上が旧、下が新）。

紀伊国根来寺伽藍絵図

↓ 紀伊国根来寺伽藍古図

備前国上道郡荒野絵図

↓ 備前国上道郡宇治郷荒野絵図

出雲国出雲大社及近郷絵図

↓ 出雲大社及近郷絵図

肥前国福満寺境内絵図

↓ 肥前国福満寺古図

和歌山県立博物館主任学芸員の坂本亮太氏（共同研究員）・福岡市博物館主任学芸主事の堀本一繁氏（画像史料解析センター客員教授）には原稿点検・校正などにご協力いただいた。岩井（鈴木）沙織氏（日本学術振興会特別研究員）・土山祐之氏（国立歴史民俗博物館助教）には、刊行年度も引き続き種々ご助力を得た。校正には榊佳子（学術専門職員）、工美乃里（同）の協力を得た。

釈文図のベースとなるトレース図では、単純な絵図については写真データからデジタル的に描線を抽出する方法も採用したが、それでも手作業となる要素があり、多くの絵図では白黒印刷を想定した模写を、村岡の他に所外の日本画家の協力を得て新規に作成した。記録に若干の不備が生じているが、既刊分を含めて、荒木智子・磯部光太郎・石川なお見・榎原真寿美・大橋拓子・大山龍顕・小笠原かほり・柏谷明美・鷹野佳世子・木下千春・佐々木益・須澤芽生・竹本直美・中村祐子・林樹里・藤井聡子・文眞英・文ファルラム・森永悠太・梁取文吾・山口美波の各氏には大小のトレース図の制作や修正をお願いした。とりわけ木下氏には、多数のトレース図の制作のみならず、適切な日本画家の紹介や制作上の助言など、中世釈文編刊行の全期間にわたってご協力をいただき、ここに深甚の謝意を表したい。

またこの『日本荘園絵図聚影』は東京大学出版会への委託出版で刊行され

てきたもので、とくに釈文編では、トレース図に翻刻を載せる複雑な釈文図の作成などに、印刷所の平文社から多大な協力を賜った。

（全三三〇頁〔解説冊子・二〇二頁、釈文図・写真図版・一二八頁〕、本体価格二八、〇〇〇円）

『東京大学史料編纂所研究紀要』第三十四号

研究報告

「醍醐山十景」と深草元政

高橋慎一朗

史料紹介

宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『母后代々御賀記』

新井重行・黒須友里江

国立公文書館所蔵内閣文庫本大乘院文書『御参宮雑々記（文永二年）』

土山祐之・藤原重雄

重要文化財『西南院文書』第九卷

— 西南院蔵「元応二年高野山大塔供養指図」の紹介とあわせて —

坂口太郎・鈴木智大・藤本孝一

網光公記—宝徳三年七月—九月記、禁裏晴蹴鞠記、網光公平野祭参向記—

遠藤珠紀・須田牧子・田中奈保・桃崎有一郎

宮内庁書陵部所蔵九条家本『三条西実隆詠百首和歌』について

太田克也

— 『雪玉集』定数歌本文の検討を中心に —

陽明文庫所蔵「近衛信尋書状^并後水尾天皇勘返」

松澤克行

— 島津氏関係史料の紹介 —

『蘭領東インド外交文書集』③—契約の分類—

大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子

オランダ国立文書館所蔵「横浜（総）領事館文書」一八六〇年往復文書目録

水上たかね・山本瑞穂・横山伊徳

研究集会報告 国際研究集会「幕末維新史研究と井伊家史料」開催報告

国際研究集会「幕末維新史研究と井伊家史料」開催について

杉本史子

幕末の幕府政治と井伊直弼

菊地 久

幕末期幕府権力をどう見るか—「幕閣」という謎—

朴 薫

『井伊家史料』編纂と私
宮地正人
『井伊家史料』と明治維新
母利美和
研究座談会

「料紙研究を語る」記録から
洪谷綾子・天野真志・高島晶彦・貫井裕恵・山家浩樹

東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信

第一〇〇号 二〇二三年四月

巻頭図版 「阿蘭陀加比丹并妻子等之図」
センター通信第一〇〇号刊行を迎えて

二〇二二年度センター活動報告

野口遵氏寄贈原本類についての覚書

東京大学所蔵の二つの「プロムホフ家族図」

兎山郡買地券の「発見」―新出資料調査記―

木簡・くずし字読解システム「MOJIZO」再開のお知らせ

文献案内

永田智世「春日大盆と手力盆―春日大社由来の螺鈿のある祭器」(『此君』

一三、根津美術館、二〇二二年三月)(藤原重雄)／渡邊裕美子「『百人一首』

と歌仙絵」(中川博夫・田淵句美子・渡邊裕美子編『百人一首の現在』、青

簡舎、二〇二二年一〇月)(太田克也)／渡邊浩貴「近世村落の湧水紛争と

水資源開発―近江国甲賀郡柏木御厨故地の水論絵図から―(『神奈川県立

博物館研究報告 人文科学』四八号、二〇二二年二月)(高橋慎一郎)／

(韓国)国史編纂委員会編『韓国古文書入門』1・2(国史編纂委員会、

二〇二〇年十一月、二〇二二年二月)(稲田奈津子)

画像史料関係文献目録

活動抄録

第一〇一号 二〇二三年七月

巻頭図版 写真油絵(紙製)による横山松三郎肖像

失われた技法「写真油絵」の復元的研究

―紙盤二製スル法の再現―

都城島津邸所蔵「琉球并諸島図」について

『東京帝国大学附属図書館所蔵』絵画本目録稿』の翻刻

文献案内

池和田有紀「むし双六の和歌」(『書陵部紀要』七三、宮内庁書陵部、二〇

二二年三月)(藤原重雄)／福井県立歴史博物館編『ふくいの御乗物 駕籠

を訪ねて』(同館、二〇二二年七月)(藤原重雄)

画像史料関係文献目録

活動抄録

第一〇二号 二〇二三年一〇月

巻頭図版 「蒙古襲来絵詞」模本部分比較

「熊野懷紙」「熊野類懷紙」の模写・摸刻―國學院大學図書館所蔵「久我家文

書」および国立歴史民俗博物館所蔵「聆涛閣集古帖」所収史料について―

東京大学史料編纂所蔵「近藤重蔵本蒙古襲来絵詞模本」

中嶋待乳関係古写真調査の概要

―海の見える杜美術館所蔵コレクション―

活動抄録

文献案内

第一〇三号 二〇二四年一月

巻頭図版 本所所蔵「永楽五年明国書拓本」

永楽五年付足利義満宛永楽帝勅諭諸本について

『晴富宿彌記』紙背文書にみえる「洛中図」

―洛中洛外図研究と史料の読み直し―

文献案内

古賀正美「草野氏と『絹本著色観興寺縁起』」(同『鬼と権現

の社会と宗教』海鳥社、二〇二三年六月)(藤原重雄)

山口県文書館所蔵の長州藩版版木・木活字

谷 昭佳

黒嶋 敏

藤原重雄

池田和紀

駕籠

久我家文

太田克也

堀本一繁

谷 昭佳

岡本 真・須田牧子

藤原重雄

中世久留米

箱石 大

刊
行
物
一
覧

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
7	31		上 36	32	8 30			9 下 37	
33 42 27 27	49	下 29	43 28 28	50 34		29 30 29	44	51 35	45 30 31 30
	25 10 12 5 29	61 53	26 13 30	30 6	62	31 14	27 7	63 28 32 54	15 1
16 6	17 6	23 8	下 上	別集(徳禪寺)1 24 9 別巻		17 5	18 上 下	別集(徳禪寺)2 10	19 25 7(完)
12			4	13			5 13上		13下
65～68	釈文編 2 69～72	73～76	77～80	81～84	85～88	釈文編 3 89～91	92～95	釈文編 4 (完) 96～99 100～103	
49 25	50 26	51 27	52 28	53 29	54 30	55 31	56 32	57 33	58 34

部 門	書 名 / 刊 行 年 度	2009	2010	2011	2012	2013		
古 代 史 料	大日本史料 第1編 正倉院文書目録	6	30			29		
	大日本史料 第2編							
	大日本史料 第3編							
	大日本古記録 勘例		34			35		
	大日本史料 第4編							
	大日本史料 第5編							
中 世 史 料	大日本史料 第6編		32	48	上			
	大日本史料 第7編							
	大日本古記録 碧山日録（全2冊）							
	大日本史料 第8編		41	26				
	大日本史料 第9編							
	大日本史料 第10編							
	大日本史料 第11編		27	26			28	
近 世 史 料	大日本史料 第12編	59		23		60		
	大日本近世史料 細川家史料	22					24	
	大日本近世史料 市中取締類集	29						
	大日本古記録 齋藤月岑日記	8					9	
	大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記	10					11	
	大日本古文書 島津家文書（全6冊）	4						
	大日本維新史料 井伊家史料（30冊）	26					27	28
	大日本古文書 幕末外国関係文書	附録 8					52	
	大日本維新史料 類纂之部 松平昭休往復書翰留							
古 文 書 ・ 古 記 録	大日本古文書 東寺文書	15	21	15	16	22		
	大日本古文書 大徳寺文書							
	大日本古文書 東大寺文書							
	大日本古文書 醍醐寺文書	別巻	4	7				
	大日本古文書 益田家文書							
	大日本古記録 中右記							
	大日本古記録 愚昧記（全3冊）	上		中				
	大日本古記録 平記							
	大日本古記録 民経記（全10冊）							
	大日本古記録 實躬卿記			7	5			
	大日本古記録 中院一品記							
	大日本古記録 後深心院関白記（全6冊）							
	大日本古記録 薩戒記			5	5			
	大日本古記録 後法成寺関白記（全4冊）							
	特 殊 史 料	花押かがみ	8					
日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集（原文）			3		12	3		
日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集（訳文）								
日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集（原訳文）								
日本関係海外史料 オランダ商館長日記（原文）								
日本関係海外史料 オランダ商館長日記（訳文）								
画像史料 解析センター	日本荘園絵図聚影	45～48	49～52	53～56	57～60	61～64		
	画像史料解析センター通信							
所報・ 紀要・ その他	東京大学史料編纂所報	44	45	46	47	48		
	東京大学史料編纂所研究紀要	20	21	22	23	24		
	東京大学史料編纂所影印叢書	5,6						